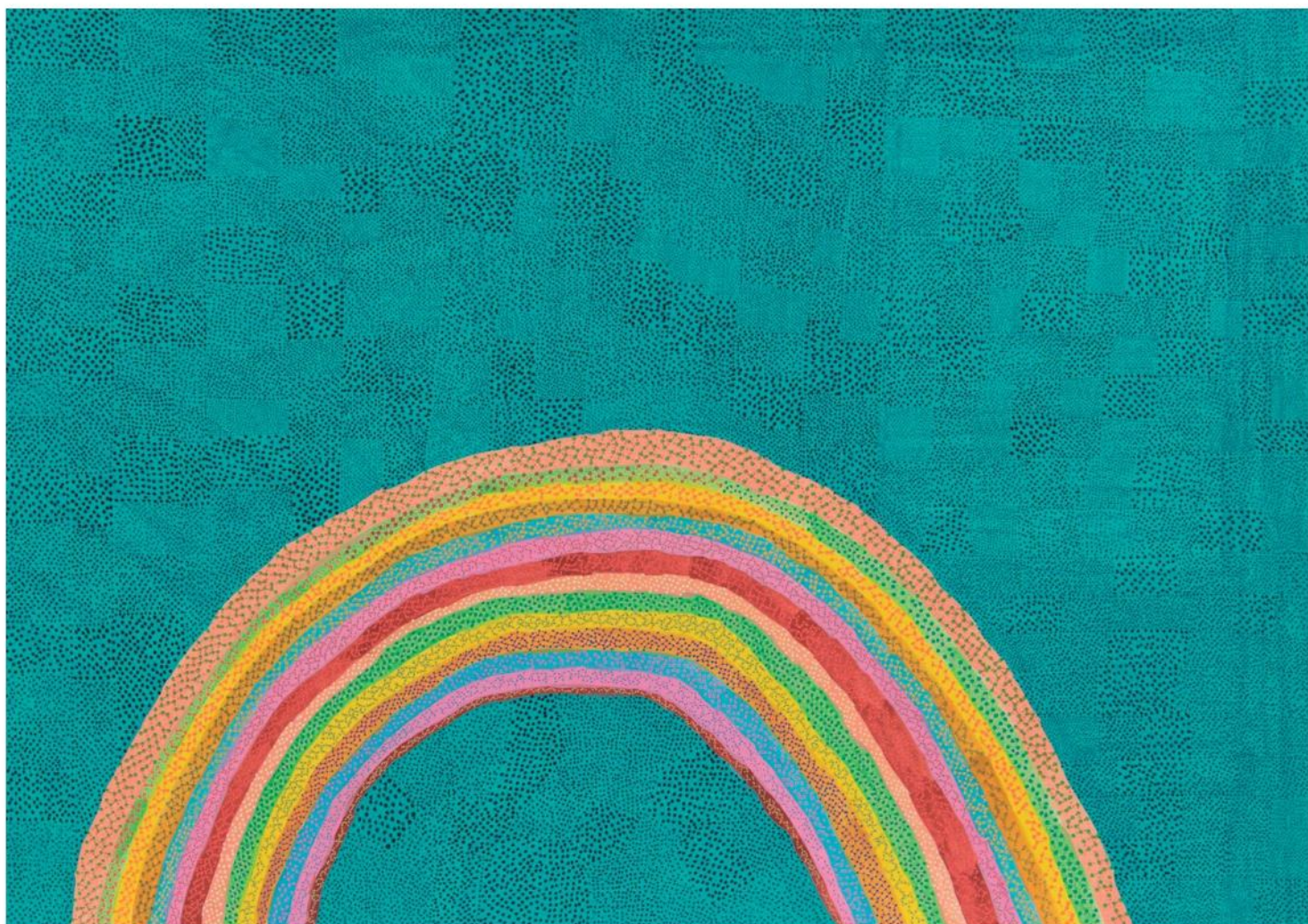


第5次泉南市障害者計画 第6期泉南市障害福祉計画 第2期泉南市障害児福祉計画

自分らしさを大切に! とともに生きよう 明るい未来
安心して暮らせるまちせんなん



令和3(2021)年3月
泉南市

はじめに

近年、障害のある人や介助者の高齢化、障害の重度化・重複化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、障害のある人が身近な地域で自分らしくいきいきと暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

泉南市では、平成 27 年 3 月に「第 4 次泉南市障害者計画」を策定、平成 30 年 3 月に「第 5 期泉南市障害福祉計画・第 1 期泉南市障害児福祉計画」を策定し、各施策の推進に努めてきました。

この度、これらの計画期間が満了することから、3つの計画を、一体的なものとして本計画を策定いたしました。

本計画では、新たな基本理念「自分らしさを大切に！ともに生きよう 明るい未来 安心して暮らせるまち せんなん」を掲げ、障害のある人が地域のなかで個々の状況に応じたサービスが利用でき、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりにつなげていきます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました泉南市障害福祉計画等策定検討委員会の皆様や関係各位に厚くお礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月

泉南市長 竹中 勇人



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 本市の障害のある人を取り巻く状況	4
1 人口の動向	4
2 障害のある人の状況	5
3 アンケート調査からみる障害のある人の状況	9
4 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標の達成状況	18
5 アンケート調査等から見える課題	20
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念	21
2 基本目標	22
3 施策の体系	23
第4章 施策の展開	24
基本目標1 共生に向けた啓発の充実	24
(1) とともにわかりあう機会の充実	24
(2) とともに参加できる地域づくり	25
(3) 理解を深めるための教育の充実	25
基本目標2 自立と社会参加の促進	26
(1) 切れ目のない発達保障体制の充実	26
(2) 労働を通じた自立への支援	29
(3) とともに参加できる学びやレクリエーション活動の充実	31
(4) 協働・自立への社会参加の促進	32
基本目標3 身近な地域で暮らすための支援の充実	33
(1) 保健・医療・リハビリテーションの充実	33
(2) 相談支援・情報提供の充実	35
(3) 介助者への支援の充実	36
(4) 地域生活支援の充実	37
基本目標4 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進	39
(1) 地域福祉活動の推進	39
(2) 防災・防犯対策及び交通安全対策の推進	40
(3) 多様な居住の場の確保	41
(4) 生活環境の整備	41

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え方	42
1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し	42
2 障害福祉計画における成果目標	44
3 障害児福祉計画における成果目標	52
第6章 障害福祉サービス等の推進	54
1 障害福祉サービス	54
2 障害児支援	66
3 地域生活支援事業	69
4 子ども・子育て支援等	78
第7章 計画の推進に向けて	79
1 関係各課・関係機関・関係団体との連携	79
2 国・大阪府及び周辺自治体との連携	79
3 泉南市自立支援協議会との連携	79
4 関係団体・市民との連携	80
5 計画の点検・評価体制	80
資料編	81
1 計画の策定経過	81
2 泉南市障害福祉計画等策定検討委員会規則	82
3 泉南市障害福祉計画等策定検討委員会委員名簿	83
4 用語解説	84

【表紙の作品について】

作者：有田 京子

1990年、大阪府泉南市生まれ。生後間もなくダウン症と診断される。泉南市のリバースクール、幼稚園・小学校から府立岸和田支援学校中学部に進み「絵を描く楽しさ」を教わる。

2009年、高等部卒業後、泉佐野市のアトリエ活動を中心とした障害者就労支援通所施設に入り、日々、点描をトレードマークにした作品に取り組んでいる。その作品は大阪府知事賞のほか、数多くの障害者アート展などで入賞している。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 国の障害者施策の動向

近年、わが国では、人口減少や少子高齢化、長寿化、核家族化の進行に伴い、障害のある人やその介助者の高齢化、障害の重度化・重複化などの新たな問題も見受けられるようになりました。

一方で、人々の価値観やライフスタイルは多様化し、また情報化の進展により障害のある人を取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような状況のもと、障害のある人の意識も変化し、社会参加や就労、地域における自立した生活への意欲の高まりがみられます。

障害者施策について、国では、共生社会の実現が明記された平成23年(2011年)の「障害者基本法」の一部改正に始まり、平成24年(2012年)の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」の施行、平成26年(2014年)の「障害者総合支援法」の完全施行、そして平成28年(2016年)の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の施行に至るまで制度の集中的な改革を推進してきました。その後、「障害者総合支援法」は施行3年後の見直しが行われ、平成28年(2016年)には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されました。この改正では、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減の仕組み等が新たに設けられています(平成30年(2018年)4月施行)。さらに障害児の多様化するニーズに対応し、計画的に支援の提供体制を整備していくための「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

(2) 本市の取り組みと計画策定の目的

本市では、平成27年(2015年)3月に「第4次泉南市障害者計画」、平成30年(2018年)3月に「第5期泉南市障害福祉計画及び第1期泉南市障害児福祉計画」を策定しました。この計画に基づき、障害のある人のニーズに対応し、障害のある人が自ら望む地域生活を送るために必要な障害福祉サービス等の充実を図るための取組を推進しています。

この両計画が令和2年度(2020年度)末をもって終了することから、障害者・児の地域生活の支援や共生社会づくりに向けた目標も含め、本市におけるサービス基盤の一層の充実に向け、その取組方向を定める計画として「第5次泉南市障害者計画」及び「第6期泉南市障害福祉計画及び第2期泉南市障害児福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

本計画は、障害のある人及び障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関する令和5年度(2023年度)末の数値目標(成果目標)を設定するとともに、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援を提供するための体制の確保を計画的に進めることを目的としています。

2 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

「第5次泉南市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）として位置づけられるものであり、本市における障害福祉施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするものです。

同時に本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」としての「第6期泉南市障害福祉計画」、及び改正児童福祉法第33条の20（平成30年4月施行）に基づく「市町村障害児福祉計画」としての「第2期泉南市障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示すものであり、これら3つの計画を一体的に策定します。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法 (第11条3項)	障害者総合支援法 (第88条)	児童福祉法 (第33条20)
国	障害者基本計画(第4次) (平成30~令和4年度)	第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針 (障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)	
泉南市	第5次 泉南市障害者計画 (令和3~8年度)	第6期 泉南市障害福祉計画 (令和3~5年度)	第2期 泉南市障害児福祉計画 (令和3~5年度)
計画期間	6年間	3年間	3年間

(2) 市の上位・関連計画との位置づけ

本計画は、上位計画である「第5次泉南市総合計画」の福祉分野を具体化する「地域福祉計画」の障害者福祉に関する分野別計画に位置づけられるものです。

また、関連する分野別計画である「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「健康せんなん21」及び「子ども・子育て支援事業計画」との調和、整合を図りながら、達成すべき障害者施策の目標と具体的な方策を明らかにしています。本計画で示す内容は、市民、障害者福祉関係機関、市民活動団体、行政が取り組むべき障害者福祉分野の基本的な指針となるものです。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、「障害者計画」は令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

なお、今後の国の動向などにより、必要に応じ計画期間中に本計画の見直しを行うことがあります。

平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)
第4次泉南市障害者計画 (平成27年度～令和2年度)			第5次泉南市障害者計画					
第5期泉南市障害福祉計画 及び 第1期泉南市障害児福祉計画			第6期泉南市障害福祉計画 及び 第2期泉南市障害児福祉計画			第7期泉南市障害福祉計画 及び 第3期泉南市障害児福祉計画		

4 計画の策定体制

(1) 協議会の実施

本計画を実効性あるものとするため、関係機関である障害者団体関係者、保健・医療・福祉団体関係者、学識経験者、行政機関関係者等による協議会を設置し、計画の検討を行いました。

(2) アンケートの実施

本計画の策定にあたり、障害のある方に対してアンケートを実施し、その意見を計画に反映しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画案の概要を公開し、広く意見を聴取する「パブリックコメント」を実施し、そこで寄せられた意見を計画へ反映しました。

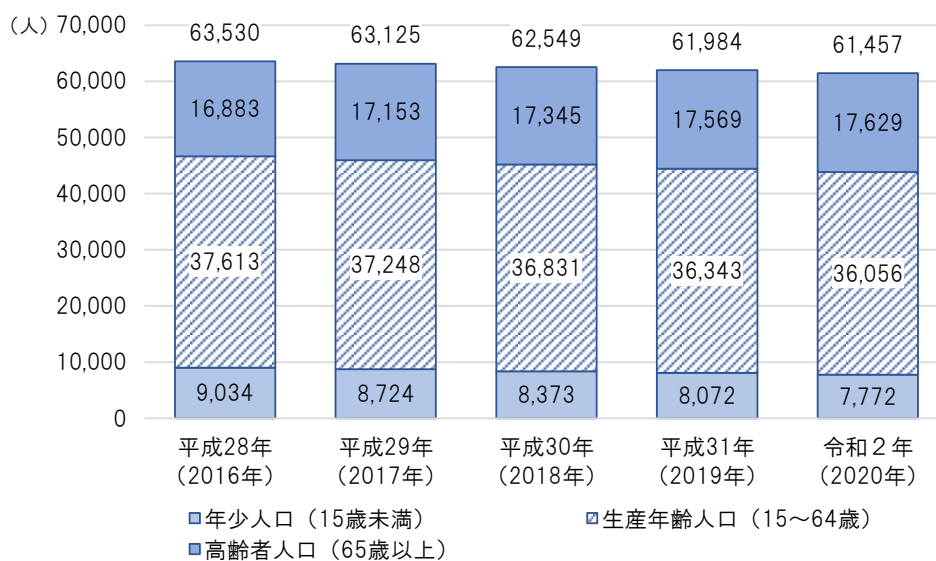
第2章 本市の障害のある人を取り巻く状況

1 人口の動向

(1) 年齢3区分別人口の推移

総人口の推移をみると、総人口は平成28年(2016年)から令和2年(2020年)にかけて2,073人減少し61,457人となっています。

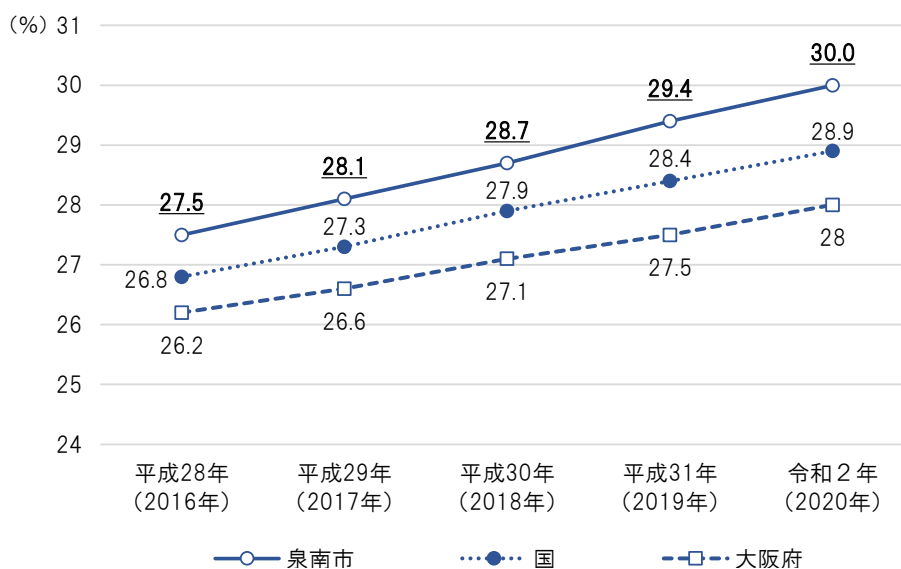
年齢3区分別人口の推移をみると、平成28年(2016年)から令和2年(2020年)にかけて年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15~64歳)が減少しているのに対し、高齢者人口(65歳以上)は増加しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 高齢化率の推移（国・大阪府との比較）

高齢化率の推移を国・大阪府と比較すると、泉南市は国・大阪府と比べ、やや高い割合で推移しています。



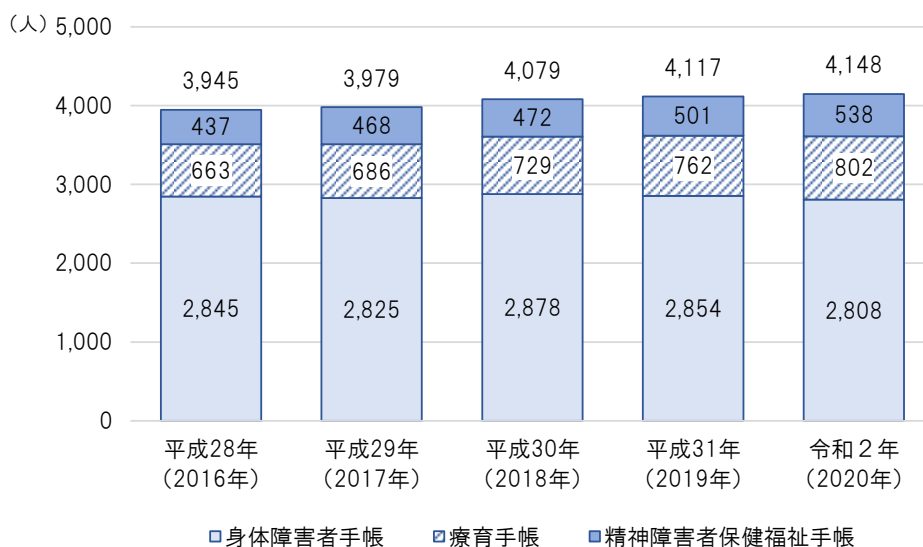
資料：「地域包括ケア「見える化」システム」

2 障害のある人の状況

(1) 各手帳所持者の推移と各手帳所持者の対人口割合

手帳所持者数は、平成28年(2016年)から令和2年(2020年)にかけて、総数は微増傾向となっていますが、手帳種別にみると、身体障害者手帳は平成30年(2018年)以降、減少傾向となっているのに対し、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向となっています。

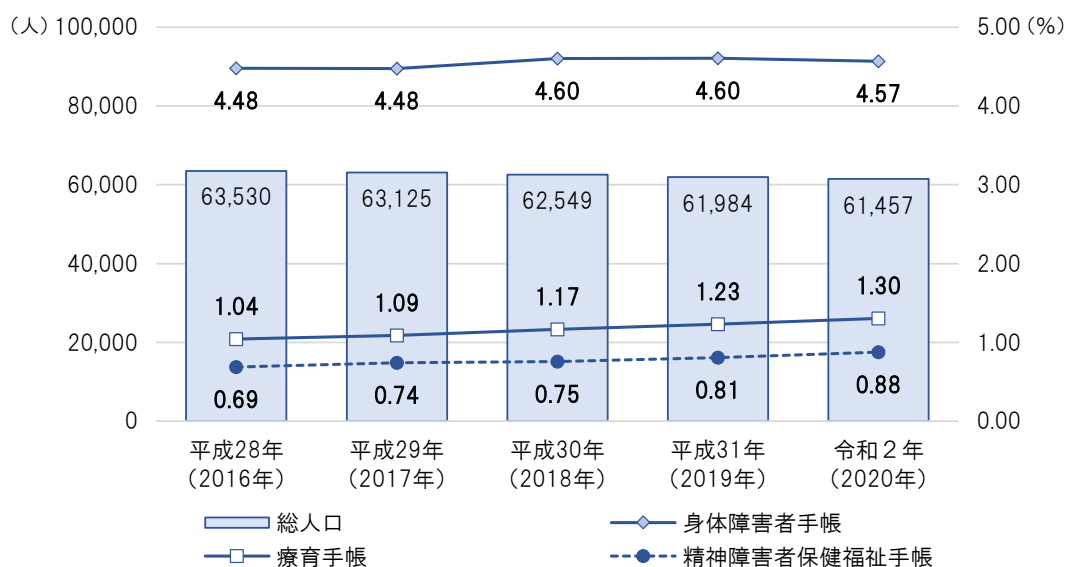
■各手帳所持者の推移



資料：障害福祉課（各年3月31日現在）

また、手帳所持者の対人口割合をみると、平成28年(2016年)から令和2年(2020年)にかけて、身体障害者手帳は0.09ポイント増と横ばい傾向となっているのに対し、療育手帳では0.26ポイント、精神障害者保健福祉手帳では0.19ポイント上昇しています。

■各手帳所持者の対人口割合の推移

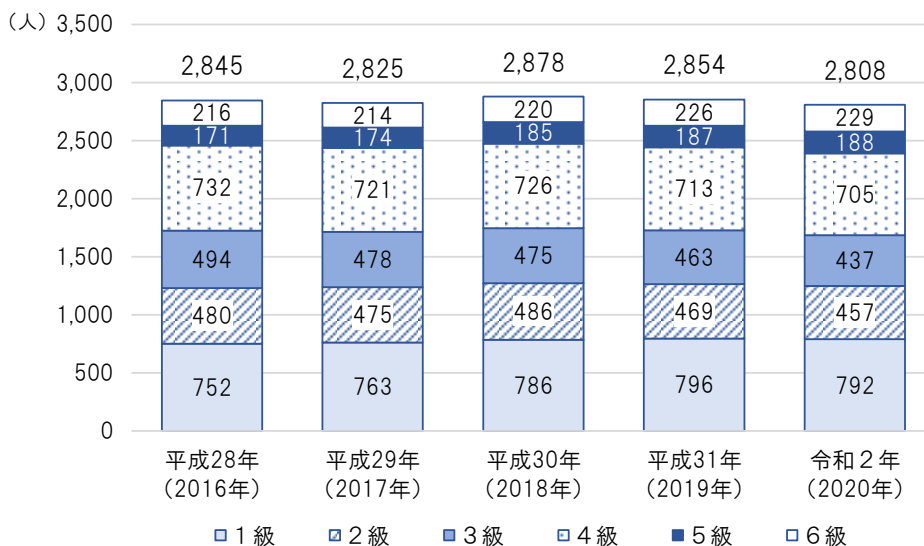


資料：障害福祉課（各年3月31日現在）

(2) 身体障害のある人（身体障害者手帳所持者）の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成30年（2018年）をピークに減少しており、令和2年（2020年）には2,808人となっています。等級別にみると、平成28年（2016年）に比べて、2級・3級・4級の手帳所持者数は減少傾向にあります。その他の等級は横ばいとなっています。

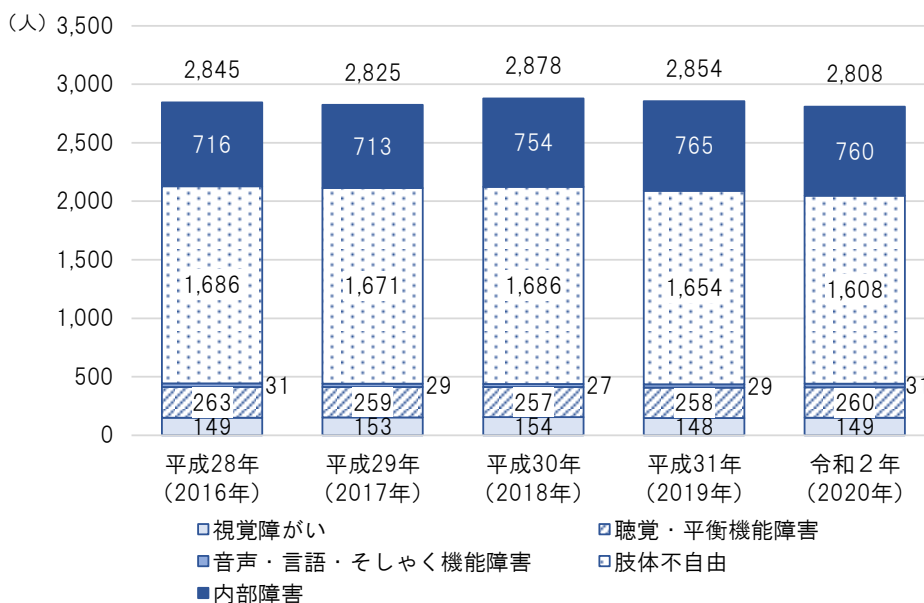
■等級別にみる身体障害者手帳所持者数の推移



資料：障害福祉課（各年3月31日現在）

身体障害者手帳所持者数を部位別にみると、平成28年（2016年）に比べて、内部障害が増加傾向、肢体不自由が減少傾向にあります。その他の部位は横ばいとなっています。

■部位別にみる身体障害者手帳所持者数の推移

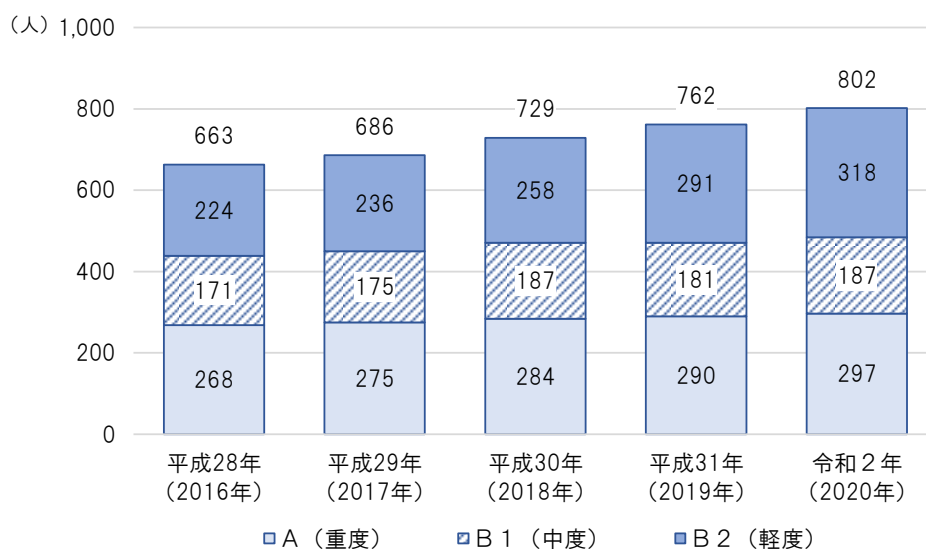


資料：障害福祉課（各年3月31日現在）

(3) 知的障害のある人（療育手帳所持者）の状況

療育手帳所持者数は、令和2年（2020年）には802人となっており、平成28年（2016年）と比べると、139人増加しています。程度別にみると、平成28年（2016年）に比べて、「B2（軽度）」で94人（42.0%）と特に大きく増加しています。

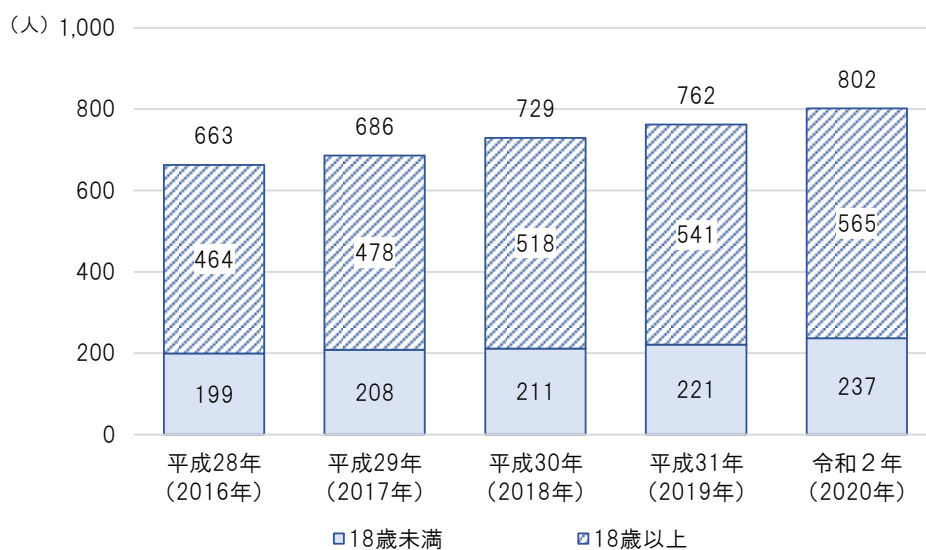
■程度別にみる療育手帳所持者数の推移



資料：障害福祉課（各年3月31日現在）

療育手帳所持者数を年齢別にみると、平成28年（2016年）以降、18歳未満・18歳以上ともに増加傾向にあり、令和2年（2020年）には、18歳未満では38人（19.1%）、18歳以上では101人（21.8%）増加しています。

■年齢別にみる療育手帳所持者数の推移

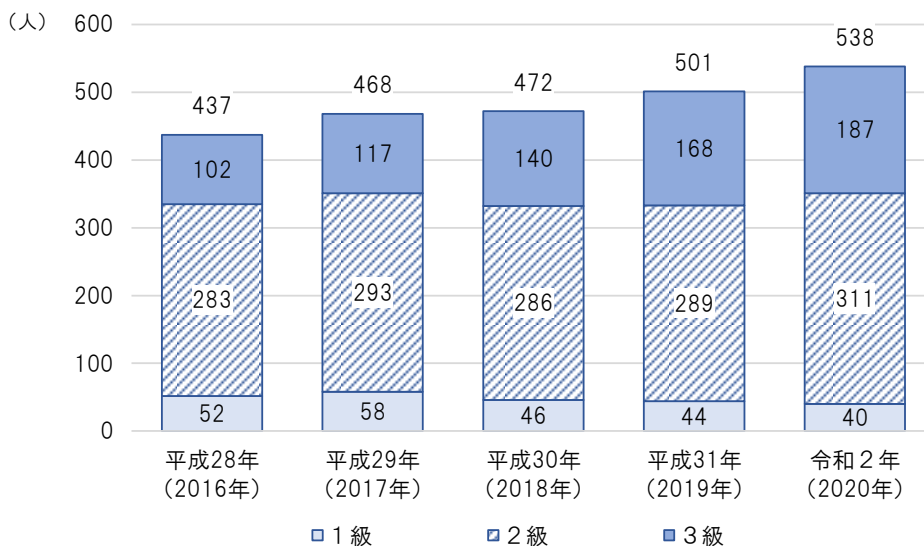


資料：障害福祉課（各年3月31日現在）

(4) 精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年（2020年）には538人となっており、平成28年（2016年）と比べると、101人増加しています。等級別にみると、平成28年（2016年）に比べて、「3級」で85人（83.3%）と特に大きく増加しています。

■等級別にみる精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：障害福祉課（各年3月31日現在）

3 アンケート調査からみる障害のある人の状況

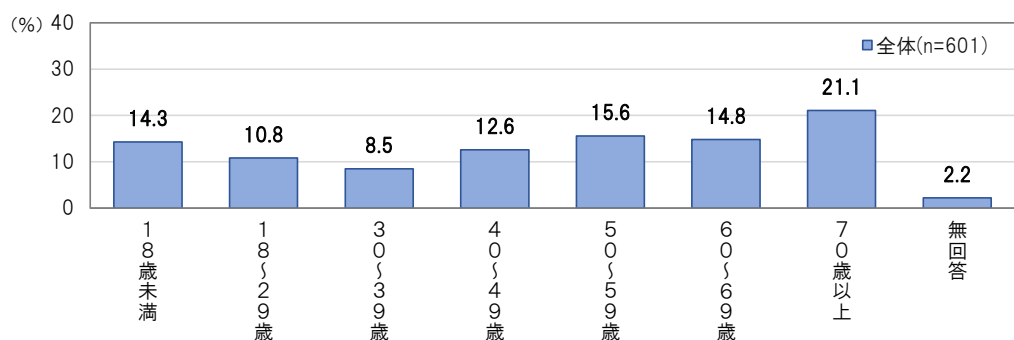
泉南市が障害福祉施策を進める際の参考とするため、市内在住の障害のある方の生活や福祉サービスの利用状況に関する現状や意見を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。調査の概要は、以下の通りです。

- 《調査対象者》：令和2年（2020年）7月1日時点の、本市の身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者から、合計1,300人を無作為抽出
- 《調査期間》：令和2年（2020年）7月21日（火）～令和2年（2020年）8月7日（金）
- 《調査方法》：無作為抽出による郵送配布・郵送回収
- 《回収状況》：有効回収数 601人（有効回収率 46.2%）

(1) 回答者の属性

《調査対象者の年齢》

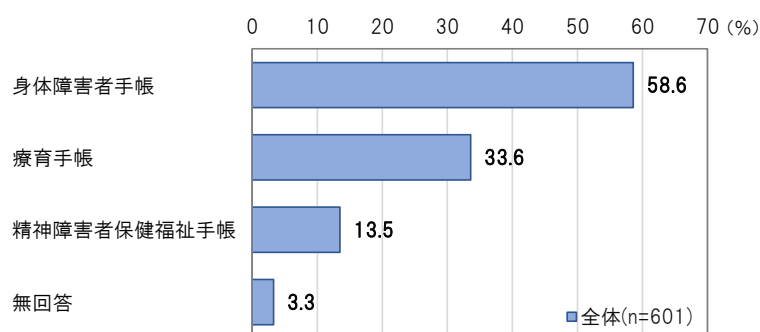
調査対象者の年齢は「70歳以上」が最も多くなっています。また、身体障害では「70歳以上」、知的障害では「18歳未満」、精神障害では「40～49歳」が多くなっています。



障害種別	回答者(人)	年齢区分 (%)							
		18歳未満	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	無回答
身体障害	352	6.3	2.6	4.5	10.8	18.8	21.9	33.5	1.7
知的障害	202	32.2	25.2	14.4	15.3	8.9	2.5	1.0	0.5
精神障害	81	6.2	13.6	13.6	25.9	19.8	12.3	8.6	-

《所持手帳の種類》

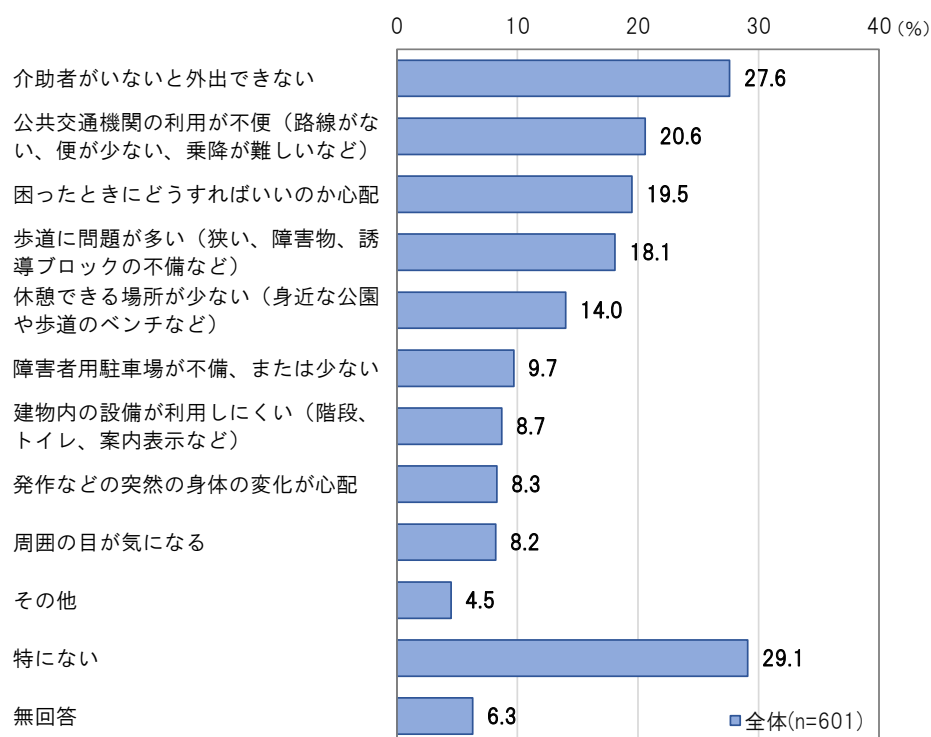
所持している手帳の種類は、「身体障害者手帳」が58.6%、「療育手帳」が33.6%、「精神障害者保健福祉手帳」が13.5%となっています。



(2) 社会参加について

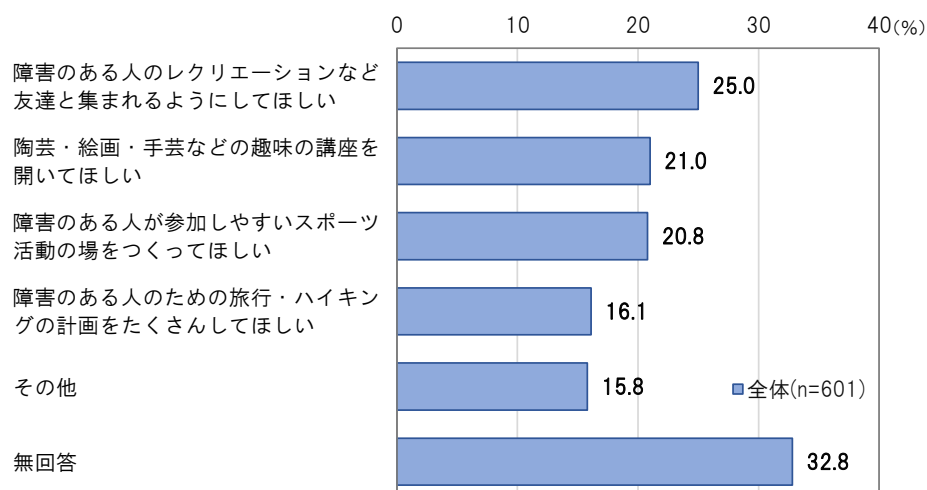
《外出のときに不便に感じること》

外出のときに不便に感じることは、「介助者がいないと外出できない」が3割近くと多く、次いで「公共交通機関の利用が不便（路線がない、便が少ない、乗降が難しいなど）」、「困ったときにどうすればいいのか心配」、「歩道に問題が多い（狭い、障害物、誘導ブロックの不備など）」の順となっています。



《障害のある人のレクリエーション・文化活動・スポーツ活動でやってほしいこと》

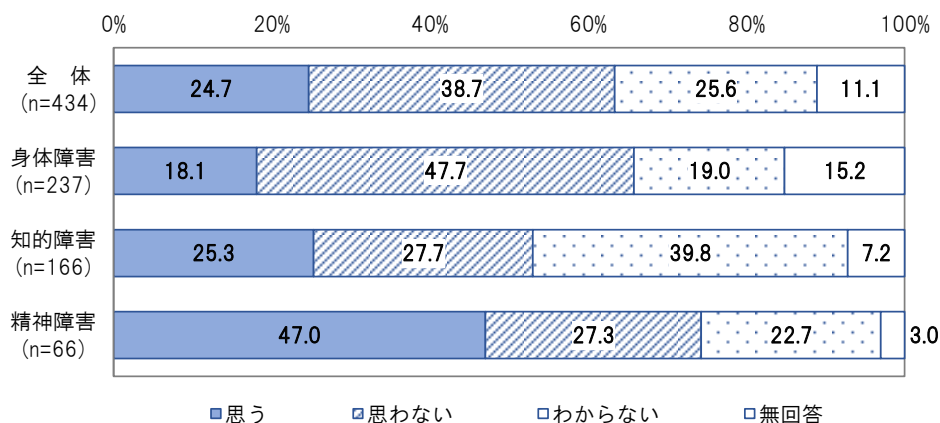
障害のある人のレクリエーション・文化活動・スポーツ活動でやってほしいことは、「障害のある人のレクリエーションなど友達と集まれるようにしてほしい」が最も多く、次いで「陶芸・絵画・手芸などの趣味の講座を開いてほしい」、「障害のある人が参加しやすいスポーツ活動の場をつくってほしい」の順となっています。



(3) 就労について

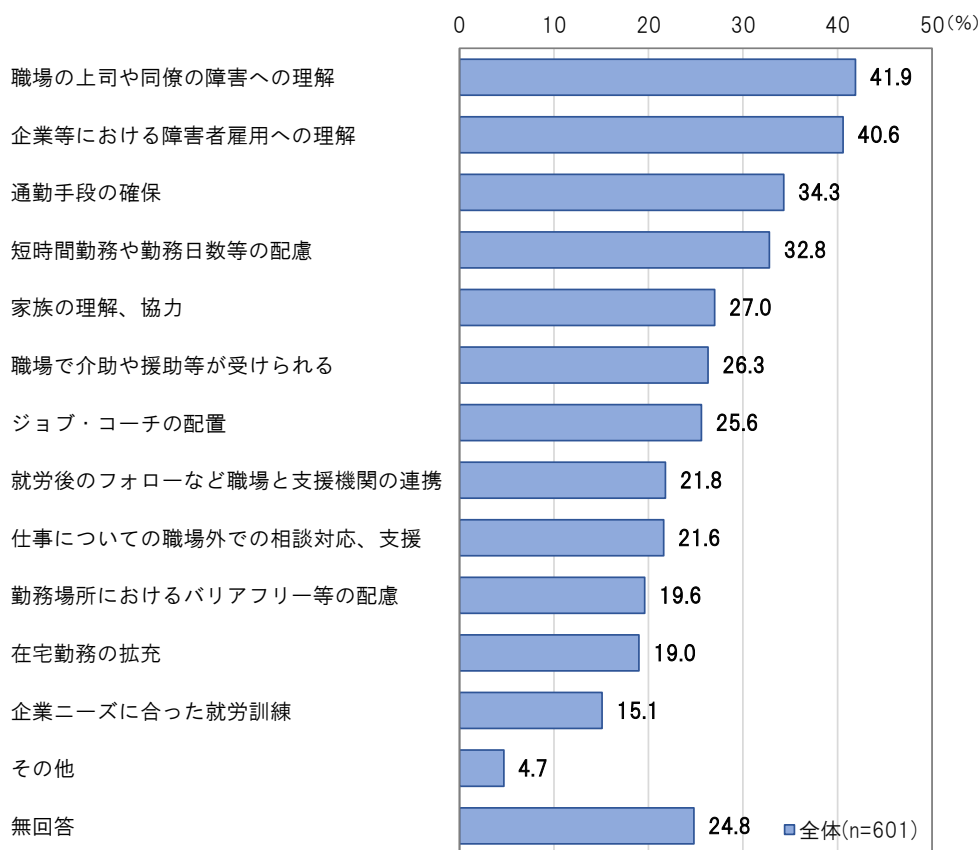
《一般就労の意向》 ※一般就労をしていると回答した人以外の回答

一般就労している人以外の、今後の一般就労への意向は、「(一般就労したいと) 思う」が24.7%、「(一般就労したいと) 思わない」が38.7%となっていますが、障害種別にみると、精神障害では「(一般就労したいと) 思う」の割合が半数近くを占めて最も多くなっています。



《障害のある人の就労支援として必要なこと》

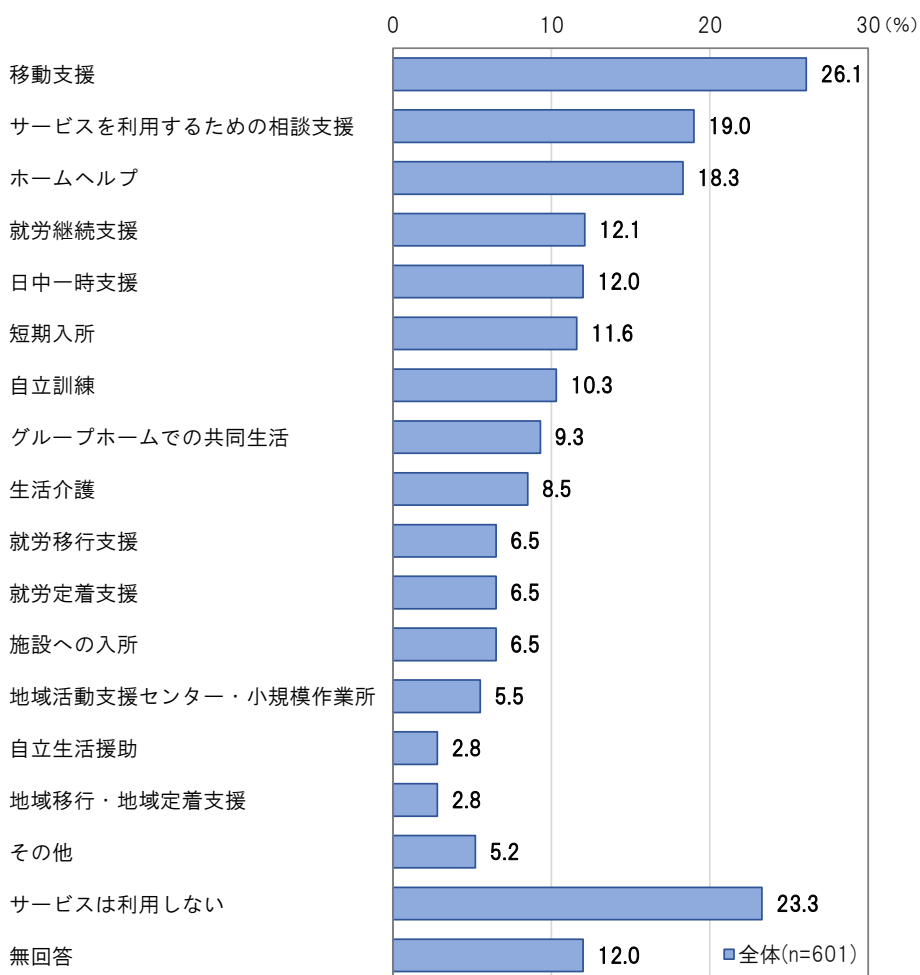
障害のある人の就労支援として必要なことは、「職場の上司や同僚の障害への理解」が4割以上を占めて最も多く、次いで「企業等における障害者雇用への理解」、「通勤手段の確保」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」などの順となっています。



(4) 障害福祉サービスについて

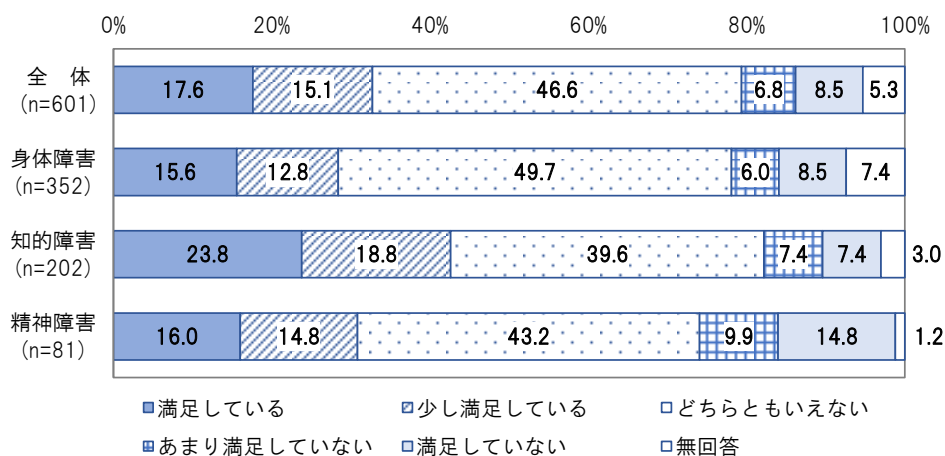
《今後利用したい（継続したい）福祉サービス》

今後利用したい（継続したい）福祉サービスでは、「移動支援」が3割近くを占めて最も多く、次いで「サービスを利用するための相談支援」、「ホームヘルプ」の順となっています。



《泉南市の福祉サービスに対する満足度》

泉南市の福祉サービスに対する満足度は、「どちらともいえない」が半数近くを占めて最も多くなっているものの、「満足している」と「少し満足している」を合わせた、福祉サービスに『満足している』人が3割以上を占めています。

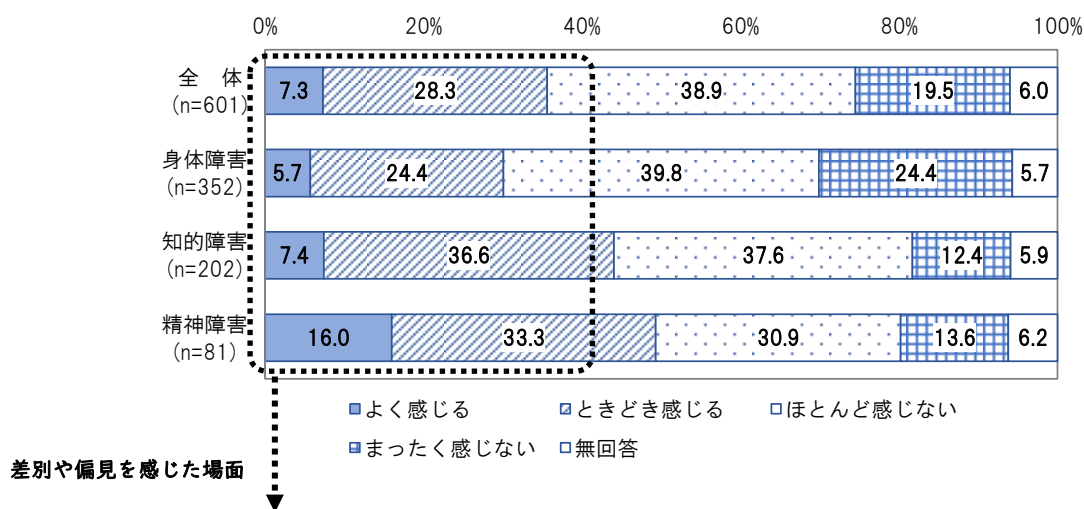


(5) 差別や偏見について

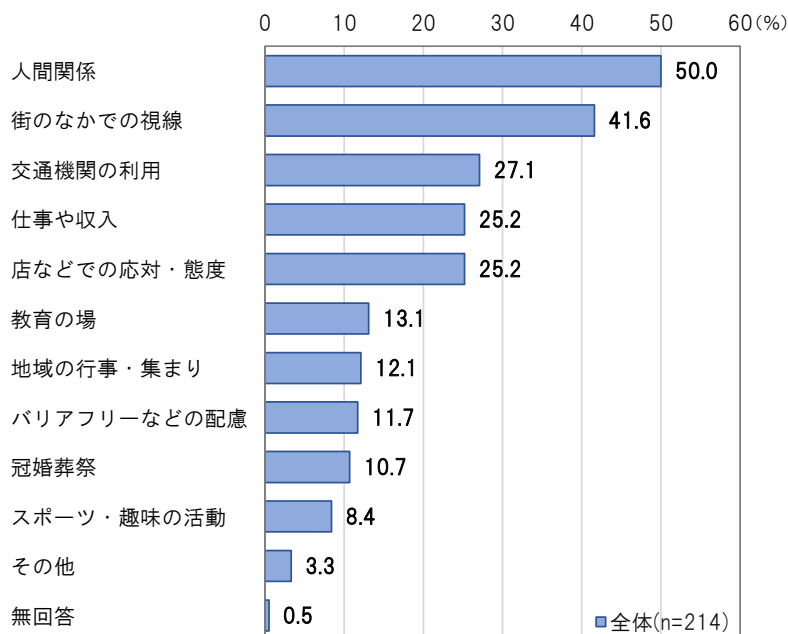
《障害による差別や偏見を感じること》

障害による差別や偏見を感じることの有無では、「ほとんど感じない」が4割近くを占めて最も多く、「まったく感じない」と合わせると、差別や偏見を『感じない』人が6割近くを占めている一方で、「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせると、差別や偏見を『感じる』人が3割以上となっています。

障害種別にみると、差別や偏見を『感じる』人が、精神障害で約半数を占めて多くなっています。



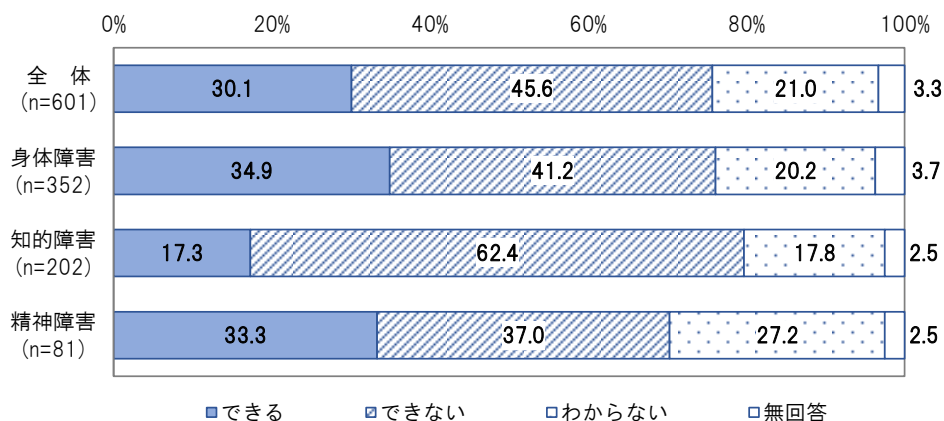
差別や偏見を感じたことがある人の差別や偏見を感じた場面は、「人間関係」が約半数を占めて最も多く、次いで「街のなかでの視線」、「交通機関の利用」、「仕事や収入」及び「店などでの対応・態度」の順となっています。



(6) 災害時について

《災害時の一人での避難》

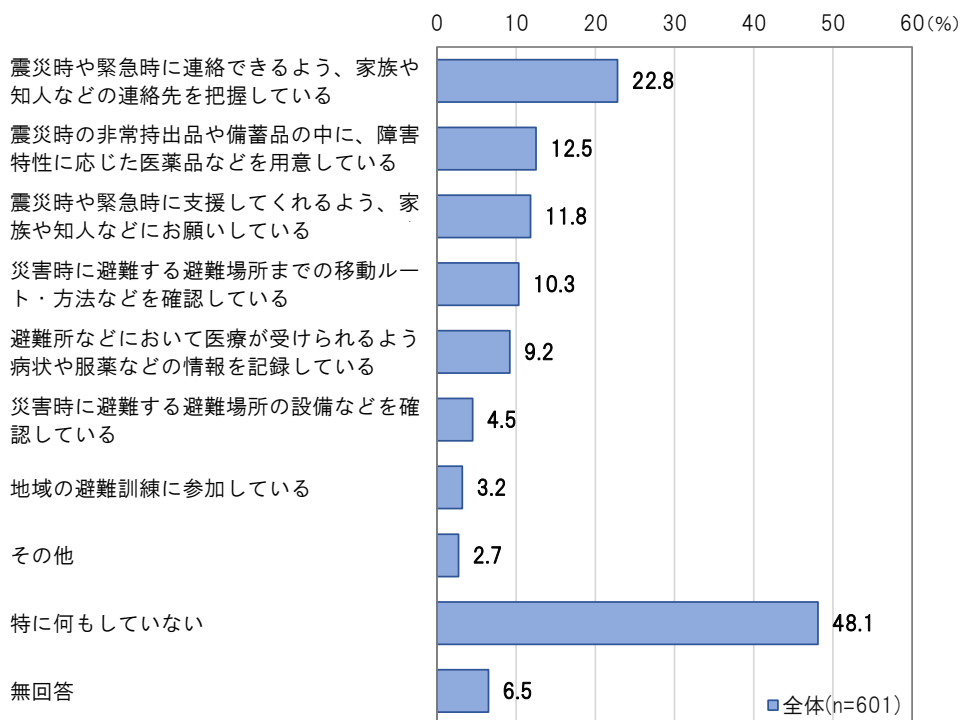
災害時の一人での避難は、「できない」が4割以上を占めて最も多くなっており、「できる」は約3割となっています。障害種別にみると、すべての障害で「できない」が最も多く、特に知的障害では6割以上となっています。



《災害に備えて準備していること》

災害に備えて準備していることは、「特に何もしていない」が半数近くを占めて最も多くなっています。

準備していることでは、「震災時や緊急時に連絡できるよう、家族や知人などの連絡先を把握している」が2割を超えて多くなっているものの、その他の項目では1割程度となっています。

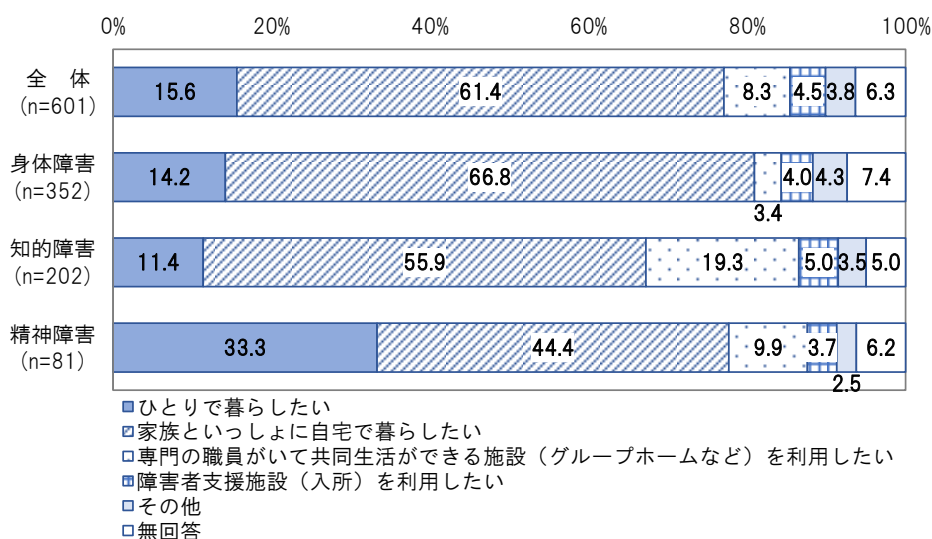


(7) 今後の暮らしの希望について

《今後の暮らしの希望》

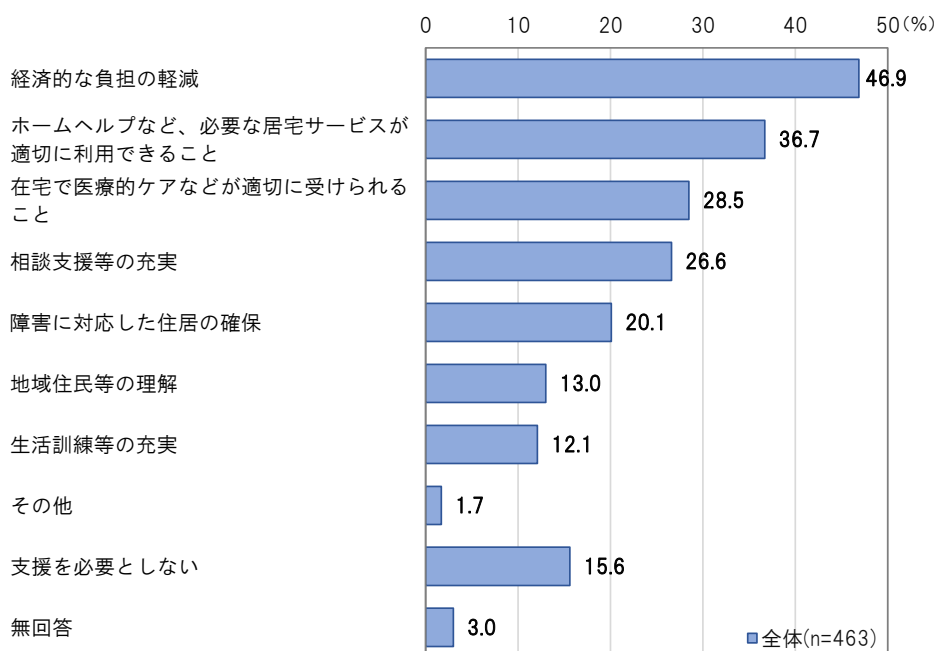
今後の暮らしの希望は、「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が6割以上を占めて最も多く、次いで「ひとりで暮らしたい」となっています。また、「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい」と「障害者支援施設（入所）を利用したい」を合わせると、1割以上の方が施設の入所を希望しています。

障害種別にみると、知的障害では「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい」、精神障害では「ひとりで暮らしたい」が、それぞれ多くなっています。



《在宅で暮らす際にあれば良いと思う支援》

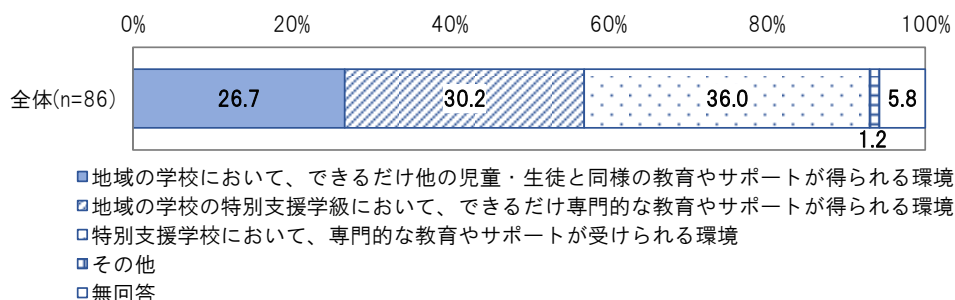
在宅で暮らす際にあれば良いと思う支援は、「経済的な負担の軽減」が4割以上を占めて最も多く、次いで、「ホームヘルプなど、必要な居宅サービスが適切に利用できること」、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」、「相談支援等の充実」の順となっています。



(8) 障害児施策について

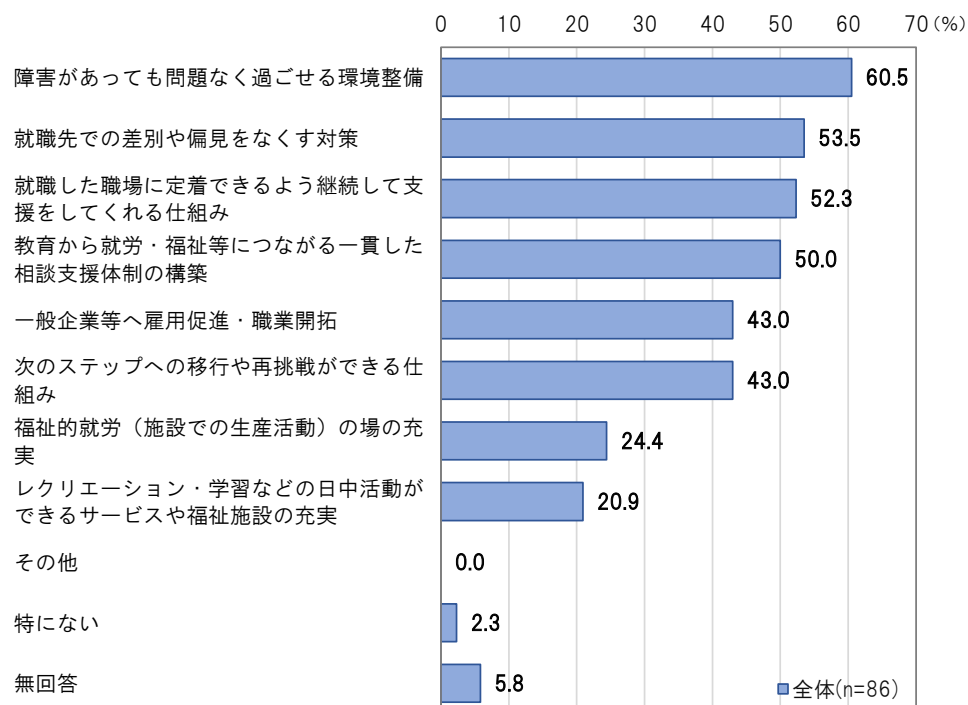
《望ましい就学環境》

望ましい就学環境は、「特別支援学校において、専門的な教育やサポートが受けられる環境」が4割近くを占めて最も多く、次いで「地域の学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートが得られる環境」、「地域の学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが得られる環境」となっています。



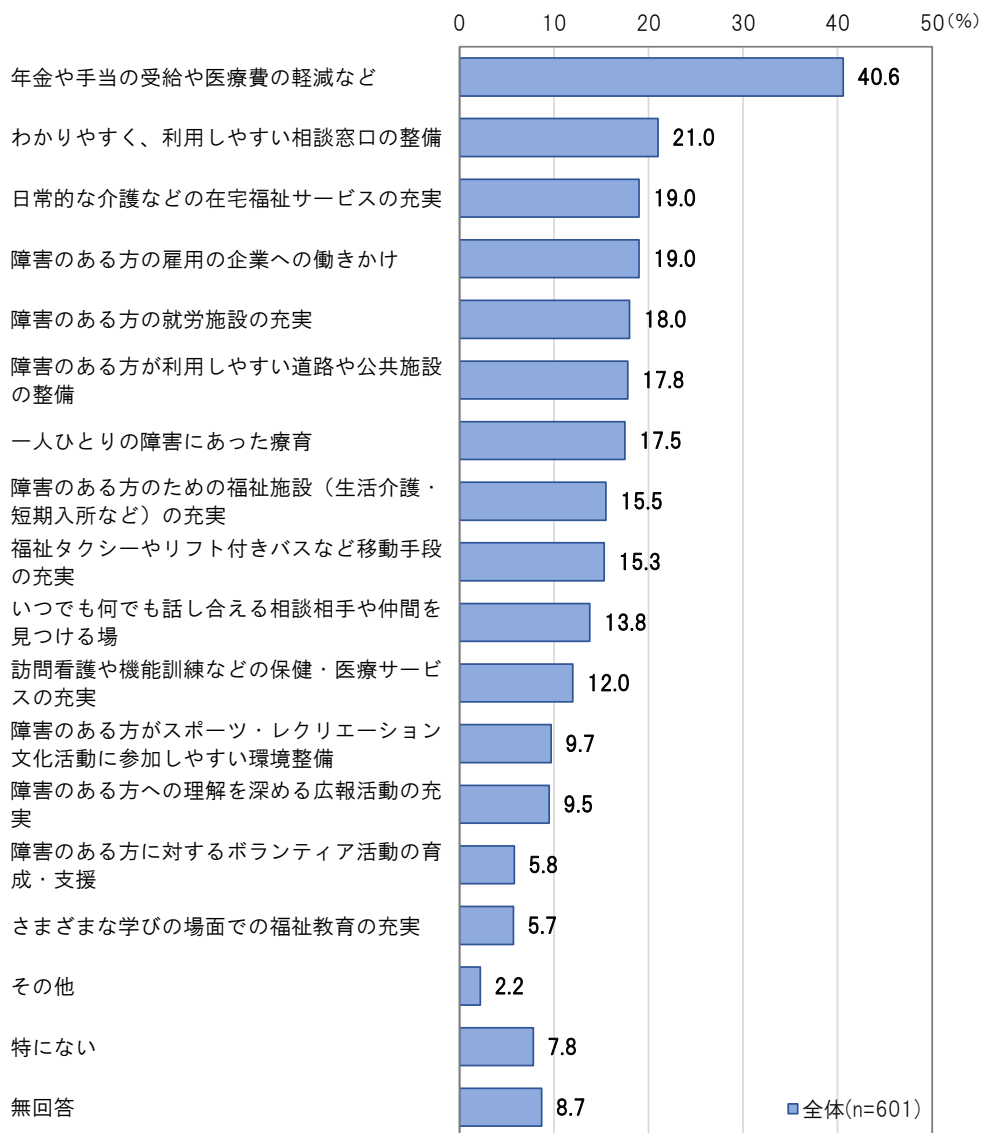
《学校教育終了後の進路について必要な対策》

学校教育終了後の進路について必要な対策は、「障害があっても問題なく過ごせる環境整備」が約6割を占めて最も多く、次いで「就職先での差別や偏見をなくす対策」、「就職した職場に定着できるよう継続して支援をしてくれる仕組み」、「教育から就労・福祉等につながる一貫した相談支援体制の構築」の順となっています。



(9) 今後も泉南市で暮らしていくために充実を望むこと

今後も泉南市で暮らしていくために充実を望むことは、「年金や手当の受給や医療費の軽減など」が約4割を占めて最も多く、次いで、「わかりやすく、利用しやすい相談窓口の整備」、「日常的な介護などの在宅福祉サービスの充実」及び「障害のある方の雇用の企業への働きかけ」の順となっています。



4 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標の達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数は、平成28年度(2016年度)の32人から、令和元年度(2019年度)には37人と△5人となっていますが、地域生活への移行者数は、令和元年度(2019年度)までに4人が地域生活へ移行しており、目標を達成しています。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
地域生活への移行者数	4人	4人

②福祉施設入所者数の削減

項目	目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
施設入所者数の削減人数	1人	△5人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市においては、令和元年(2019年)に保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、情報の共有や課題や事例に関する検討を行っています。

項目	目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	協議の場の設置	設置済

(3) (障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた) 地域生活支援拠点等の整備

国が示す「地域生活支援拠点等の機能」は、1. 相談(地域移行、親元からの自立等)、2. 緊急時の受け入れ(短期入所の利便性・対応力向上等)、3. 体験の機会・場(ひとり暮らし、グループホーム等)、4. 専門性(人材の確保・養成、連携等)、5. 地域の体制づくり(サービス拠点、コーディネーターの配置等)の5つで、整備の類型として、5つの機能を集約した「多機能拠点整備型」、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」が示されています。

本市では「面的整備型」としての整備を進めており、また、喫緊の課題への対応として、緊急時の受け入れ体制整備に向けて優先して取り組んでいます。

項目	目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
地域生活支援拠点等の整備	市内に1つ整備	未整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数は、令和元年度（2019年度）で7人となっています。また、就労移行支援事業の利用者は18人となっています。

就労継続支援（B型）事業所における工賃は、目標を上回る平均額となっています。

項目	目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
福祉施設から一般就労への移行	10人	7人
就労移行支援事業の利用者数	26人	18人
就労移行支援事業所ごとの就労移行率	5割以上	2割
就労定着支援事業による1年後の職場定着率	8割以上	—
就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	18,473円	19,488円

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

本市においては、児童発達支援センターを既に設置しており、保育所等訪問支援の提供体制は整備されていますが、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所は、市内には0カ所となっています。

項目	目標値 (令和2年度)	実績 (令和元年度時点)
児童発達支援センター	設置済・充実を図る	設置済
保育所等訪問支援の提供体制	設置済・充実を図る	設置済
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	1カ所	0カ所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	協議の場の設置	設置済

5 アンケート調査等から見える課題

アンケート調査、国の動向や大阪府の方針、泉南市の現状を踏まえて以下の課題を抽出しました。

(1) 共生に向けた障害への理解促進

日常生活において、障害があるために差別や偏見を感じたことがある人が3割以上、「人間関係」「街のなかでの視線」で感じる事が約半数と多く、就労支援においても「職場の上司や同僚の理解」「企業等における障害者雇用への理解」が4割と多くなっています。障害者差別の解消および合理的配慮の推進を図るとともに、教育や医療、就労の場や地域のあらゆる場面での障害への理解を広め、誰もが地域で安心して自分らしく暮らせる環境を整備することが必要です。

(2) 障害児支援の充実

学校教育後の進路について、「障害があっても問題なく過ごせる環境整備」が約6割と多く、就学環境においても、「特別支援学校や特別支援学級での専門的な教育やサポートが受けられる環境」とともに「地域の学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが受けられる環境」が望まれています。保健・医療・保育・教育とライフステージに応じた切れ目のない支援や周囲の理解を促進することが必要です。

(3) 多様化・複雑化する福祉ニーズへの対応（情報提供・相談体制の充実）

今後の暮らしの希望について、地域での生活を希望する人が7割以上と多く、地域生活を支えるためには、外出時の支援や就労支援、医療的ケアなど障害の重度化や高齢化による障害福祉サービスの利用について、多様化・複雑化する福祉ニーズへ対応する分野を超えた総合的な支援が重要となります。今後も泉南市で暮らしていくために、相談窓口の整備等、相談支援の充実を望む声もあり、必要な人に情報が届くよう、地域の相談支援機関との連携強化や相談体制の充実が必要です。

(4) 地域生活支援の強化（災害時等対策の強化）

災害時について、「災害時に備えて特に何も準備していない」が半数近くとなっており、「一人での避難ができない」が4割以上と多く、災害時対策や新型コロナなど緊急事態においても安全・安心に暮らせるまちの実現に向けて、身近な地域での支え合い・助け合い活動による地域共生社会の実現など、誰もが住みやすい環境の整備が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

泉南市では、行政、障害者団体をはじめ関係機関、事業所、地域住民などの、さまざまな主体と連携・協働しながら、障害のある人の自立と社会参加を支え、障害のある人が身近な地域で自分らしく、いきいきと暮らせる地域共生社会の実現に向けて、「自分らしさを大切に！安心して暮らせるまち せんなん ～いきいきと！みんな一緒に～」を基本理念として掲げ、計画を推進してきました。

第5次計画では、引き続き、障害のある人が住み慣れた地域で家族や近隣の人々とともに、支えあい、自分らしく暮らすことができるよう、「自分らしさを大切に！ともに生きよう 明るい未来 ～安心して暮らせるまち せんなん～」を基本理念として掲げ、障害のある人の権利や尊厳が保持され、障害のある人が自らの能力を最大限に発揮して自己実現できるように支援するとともに、障害のある人の社会参加を困難なものとしている社会的な障壁を除去するための必要なサービスや支援を整備し、一人ひとりが望む生活を送ることができる社会の実現をめざします。

《計画の基本理念》

自分らしさを大切に！ とともに生きよう 明るい未来

安心して暮らせるまち せんなん

◆インクルージョン◆

必要な援助や支援を受けて、一人ひとりのニーズに合った生活を送ることができるよう、障害のある人を地域社会の中で包み込みともに支えていくという考え方

◆ノーマライゼーション◆

障害のある人が社会の一員として、障害のない人と同等に生活し、活動する社会をめざすという考え方

◆リハビリテーション◆

すべてのライフステージに応じて主体性、自立性、自由という人間本来の生き方の回復、獲得をめざすという考え方

2 基本目標

障害のある人が、住み慣れた地域でその人らしく、いきいきと自分らしい生活を送ることができるように支援するため、以下の基本目標を設定し、計画を進めます。

(1) 共生に向けた啓発の充実

障害のある人をはじめとするすべての人が互いの個性を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障害や障害のある人への理解を促進するための多様な交流活動を進めるとともに、啓発・広報や福祉教育の充実を図ります。

また、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる社会に向けて、障害のある人や高齢者、子どもの居場所づくりなど、総合的な支援ができる体制を構築していきます。

(2) 自立と社会参加の促進

障害のある人、一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮できるよう、障害の状況や適性、意向を踏まえて、一人ひとりの子どもの可能性を引き出す教育・療育体制の充実や、多様な形態の就労の場の確保・拡大に努め、療育から教育、就労へと、それぞれのライフステージをつなぐ途切れのない支援を行います。

また、スポーツや文化活動など、障害のある人が自ら関心のあるあらゆる活動に積極的に参加し、楽しく、充実した時間を過ごすことができるよう、社会参加の促進に努めます。

(3) 身近な地域で暮らすための支援の充実

障害のある人が身近な地域で安心して生活することができるよう、保健・医療・福祉、その他関係分野の連携のもと、生活支援施策及び地域移行支援の充実を図ります。

また、サービス利用をはじめ、障害のある人の自己選択や自己決定を支援するため、権利擁護を推進するとともに、制度情報の提供や相談支援にあたっては、障害特性に配慮した提供等による環境整備に取り組み、情報アクセシビリティの向上を図ります。

(4) 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

安全・安心に暮らせるまちの実現に向けて、身近な地域での支え合い・助け合い活動を活性化させていくとともに、災害や犯罪の心配のないまちづくりの推進、生活空間のバリアフリー化などを進め、障害の有無や年齢などにかかわらず、誰もが住みやすい環境を整備します。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策項目
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 自分らしさを大切に！ ともに生きよう 安心して暮らせるまち せんなん 明るい未来 </p>	<p>基本目標 1</p> <p>共生に向けた啓発の充実</p>	<p>(1) ともにわかりあう機会の充実</p> <p>(2) ともに参加できる地域づくり</p> <p>(3) 理解を深めるための教育の充実</p>
	<p>基本目標 2</p> <p>自立と社会参加の促進</p>	<p>(1) 切れ目のない発達保障体制の充実</p> <p>(2) 労働を通じた自立への支援</p> <p>(3) ともに参加できる学びやレクリエーション活動の充実</p> <p>(4) 協働・自立への社会参加の促進</p>
	<p>基本目標 3</p> <p>身近な地域で暮らすための支援の充実</p>	<p>(1) 保健・医療・リハビリテーションの充実</p> <p>(2) 相談支援・情報提供の充実</p> <p>(3) 介助者への支援の充実</p> <p>(4) 地域生活支援の充実</p>
	<p>基本目標 4</p> <p>安全・安心に暮らせるまちづくりの推進</p>	<p>(1) 地域福祉活動の推進</p> <p>(2) 防災・防犯対策及び交通安全対策の推進</p> <p>(3) 多様な居住の場の確保</p> <p>(4) 生活環境の整備</p>

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 共生に向けた啓発の充実

(1) ともにわかりあう機会の充実

① 障害に対する理解や差別解消に向けた広報啓発の推進

法律や計画等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人に対する差別や偏見をなくし、ともに生きる社会を築くため、「障害者差別解消法」や相談窓口等の周知を図ります。 ・障害者施策に関する市民の関心を高めるため、「泉南市障害者計画」「泉南市障害福祉計画」「泉南市障害児福祉計画」の周知を図ります。
障害に対する理解・差別解消に向けた啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人に対する差別や偏見をなくすため、理解と協力が得られるよう、「みんなのカフェ」等のイベントや啓発講座、広報などにより、普及啓発に積極的に取り組みます。 ・市民が障害や障害のある人に対する理解を深められるように、広報紙をはじめ、啓発パンフレットの発行、インターネットなど、さまざまな媒体を活用して啓発します。 ・「憲法週間&男女共同参画週間」「市民の集い」など全市的な事業をはじめ、小学校・PTAとの共催で校区人権の集いや講座等を開催し、障害についての認識と理解を深めます。 ・企業や関係団体などとの連携をはじめ、人権擁護、福祉、労働、教育等の他の関連分野とも連携し、幅広い広報啓発に努めます。
啓発行事の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害や障害のある人に対する理解を深められるように、「障害者週間」を中心とした啓発・広報活動を行うとともに、障害者団体やボランティア活動団体等関係団体と連携し、啓発行事に取り組みます。

② 関係者に対する障害者理解啓発の推進

市職員に対する研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての市職員が障害や障害のある人に対する理解と認識を深め、適切な対応が図られるように、また、全庁的に行政の福祉化が進むように、研修の充実を図ります。 ・障害についての正しい知識や障害のある人の人権問題等の学習教材について、関係課や関係機関・団体等と連携を図り、整備を進めます。
教職員等に対する研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士や教職員が障害や障害のある人に対する理解と認識を深め、適切な対応を図ることができるよう、研修等の積極的な受講を呼びかけます。
保健・医療・福祉関係者等に対する研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療関係者や民生委員児童委員、障害者関係施設職員、社会福祉協議会等に対し、障害や障害のある人についての理解と認識を深められるように、障害福祉サービス事業所連絡会と連携して研修を実施します。 ・福祉サービス等提供事業者に対し、利用者が安心してサービスを受けることができるように、人権意識の高揚に努めるとともに、障害や障害のある人について理解と認識を深められるように、関係団体への働きかけに努めます。

(2) とともに参加できる地域づくり

① まちづくりへの参画促進

政策決定の場等への参画	・泉南市自立支援協議会委員、障害福祉計画等策定検討委員に、障害当事者の参加を促進します。
-------------	--

② 福祉活動・交流機会の拡大

福祉活動への参画	・障害のある人の多様なニーズにきめ細かに対応できるように、障害のある人自らのボランティア活動やNPO等福祉活動への参画を支援します。
交流機会の拡充	・ボランティアなど市民の福祉活動をはじめ、障害者・高齢者団体等の福祉団体の自主的な活動を支援し、交流やいこいの場を提供します。 ・障害福祉サービス事業所等の活動や各種講演会等イベントの開催に関し、市民に対して積極的に広報周知を行います。

(3) 理解を深めるための教育の充実

① 学校教育等における支援教育の推進

児童・生徒に対する支援教育の充実	・各校園所の人権教育保育推進計画において、人権教育推進プラン並びに人権保育推進プランの主旨が反映されるよう指導していきます。 ・「ともに学び、ともに育つ」という視点を大切にして、障害のある人に対する無理解や偏見等を取りのぞき、障害のある人の人権が尊重される教育を推進するために、障害のある人と出会う学習など、関係機関と連携しながら障害についての理解を深める教育を推進していきます。
------------------	---

② 社会教育における理解啓発の推進

地域での学習の促進	・市民が障害のある人や障害についての正しい理解と認識を深められるように、また、より具体的な理解を得ることができるよう、題材について検討します。 ・体験学習（フィールドワーク）などを実施し、交流の機会の拡充を図ります。 ・障害のある人も参加しやすいよう配慮し、障害のあるなしにかかわらず、交流できる場・機会づくりに努めます。 ・障害理解普及啓発イベント「みんなのカフェ」等を継続的に行い、障害のある人との多様な交流の機会の充実を図ります。
-----------	---

基本目標 2 自立と社会参加の促進

(1) 切れ目のない発達保障体制の充実

① 児童の発達支援・子育て支援の充実

<p>早期療育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・早期療育が必要な子どもに対し迅速な支援を行うため、1歳6か月健診時に子ども総合支援センターの出張「子ども相談」を実施するなど、母子保健事業と連携し、早期発見・早期支援につなげます。 ・1歳6か月健診後に経過観察の必要な児については、フォロー教室「ぱんだらんど」につなげるとともに、フォロー教室終了後の教室開催等、継続的な支援体制を整備します。 ・重度障害のある子どもへの質の高い保育・教育を保障するため、保育士、教諭などに対する専門研修を行い、職員の資質の向上を図ります。
<p>総合相談支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの総合的な相談支援拠点として、子ども総合支援センター（児童発達支援センター）を中心に、関係機関との連携によるきめ細かな相談支援を行います。 ・保育所・幼稚園への訪問指導や小中学校への巡回を通じて指導や相談の充実を図るとともに、リーディングスタッフの資質向上に向けた交流会等を実施します。 ・「発達支援相談票」について担任や保護者への理解を深めるとともに、相談票を通じた相談支援の充実を図ります。
<p>児童発達支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士・教諭が障害への理解を深めるとともに、子どもとの適切なかわり方を学ぶことができるよう、子ども総合支援センターにおける発達支援研修を充実します。 ・特別支援教育コーディネーターの交流会等において個別支援計画の学習会を開催するなど、義務教育終了後の長期的なかかわりを意識できるよう研修を実施します。 ・特に配慮が必要な子どもや保護者、悩みを抱えている保護者等への適切な支援のため、支援者の資質向上を図るとともに、保護者等へのアンケート等による実態把握に努めます。
<p>就学前指導体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「養育支援訪問事業」などによる育児相談を通じて、子どもの障害等の実態を早期に把握するとともに、一人ひとりの特性に応じた適切な就学指導を行うため、関係機関との連携を図り、情報の提供、就学相談・就学の手続き等、就学前指導体制の充実にも努めます。 ・専門家の家庭訪問による支援として「養育支援訪問事業」が提供できるよう、事業の趣旨を広めます。
<p>地域での子育て支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う子ども家庭総合支援拠点の設置をめざします。 ・市内4カ所の地域子育て支援センターを中心に、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業を実施し、地域での子育て支援の充実を図ります。

発達障害への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の早期発見、早期支援を進めるため、「発達支援相談票」システムを活用するとともに、子どもを守る地域ネットワークの発達支援部会の充実を図り、関係機関との連携による相談支援体制を強化します。 ・相談体制が充実されることで、保護者の負担軽減につながるよう、発達支援部会の活動について情報共有を図ります。
障害児通所支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの適切なサービス利用に向け、すべての利用者に対しサービス等利用計画の作成が行えるよう、事業所間の連携等によるきめ細かなケアマネジメント体制及び相談支援体制の整備・充実を図ります。

② 学校教育の充実

支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の種別や発達の状態に応じた教育課程を編成し、個別の教育支援計画・指導計画を作成し、個々に応じた指導・支援を展開します。 ・支援学級担任や支援教育コーディネーターの研修を充実させるとともに、全教職員への支援教育に対する理解の促進に努めます。
教育施設・設備の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童・生徒の入学及び転入等の状況を判断し、障害のある児童・生徒がより快適で安全な環境の中で教育が受けられるように、必要に応じた学校施設・設備の改善に随時努めます。 ・各学校における校内支援教育委員会等で支援の必要な子どもの状況について、個別の支援計画・指導計画をもとにして共通理解を図るとともに、よりよい支援に向けて教育相談体制の充実を図ります。 ・進路担当教員を中心に、労働・福祉関係部門等との連携を強化し、教育相談・進路指導の充実を努めます。
通学への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる児童・生徒に対して十分な介助ができるよう、配置及び介助員の増員も視野に入れ、通学支援の充実を図ります。 ・就学援助費支給について引き続き、学校を通じて制度説明チラシや申請書等を保護者へ渡し、利用促進を図ります。

③ 休日や放課後生活の充実

民間サークルやボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・民間サークルやボランティアが発達障害等への理解を深められるよう、研修の充実を図ります。
子どもたちの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもが夏休みや休日、放課後に地域の子どもたちとともに遊び、学ぶことができるように、子育て支援センターと関係機関、地域との連携のもと、子どもの居場所の充実を努めます。 ・放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある子どもの居場所を提供するため、放課後等デイサービスの充実を図ります。

④ 特別支援学校との連携による就職支援

現場実習先の開拓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校卒業後の職業的自立を支援するため、泉南市自立支援協議会などを通じて特別支援学校をはじめ、教育委員会、労働関係機関、企業等が連携しながら、現場実習先の開拓や新たな職域の開拓に努めます。
障害のある人の就労に対する理解啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある生徒及びその保護者に対して、障害のある人の一般雇用や雇用支援施策について啓発し、雇用意識の向上に努めます。
効果的な職業訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業後の就職先が内定していない就職希望者に対して、早い段階で職業訓練を活用することにより職業能力の向上を図ります。 ・ 事業所と連携しながら、長期休暇などを活用して、就労移行支援サービスの体験利用について今後も継続して実施します。

⑤ 卒業時の支援

卒業時の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所が緊密な連携により、ライフステージに沿った支援体制の構築を図るとともに、18歳以降の円滑な支援の引継ぎを図ります。
--------	--

(2) 労働を通じた自立への支援

① 啓発の充実

市民への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人がともに働く者として理解を深めるように、障害者雇用月間等を利用して、広く市民に対する啓発活動を推進します。
事業者への啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等の職員に対して、障害のある人への配慮マニュアルや、各種研修会などを通じて、障害の特性や必要な配慮等に関して周知し、障害の理解の促進を図ります。 ・事業者や市民が障害者雇用への理解を深め、障害のある人の働くきっかけづくりになるように、障害者雇用支援月間の周知を図ります。 ・障害のある人等の雇用促進に関連する法律・制度の広報を推進するとともに、事業者に対し障害者雇用のための各種助成制度の周知や雇用促進に関する職場研修や就労環境の整備等の研修・啓発を進めます。 ・障害のある人が安心・安定して働き続けることができるように、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図り、事業所に対して職場環境の整備を働きかけます。 ・障害のある人の能力や特性に応じた働き方を支援するため、短時間労働の導入などの国の動向を踏まえながら事業者への啓発を行い、障害特性に応じた支援の充実を図り、障害のある人の雇用機会の拡大に努めます。

② 雇用・就労機会の拡大

事業所等のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用・就労の場や職業体験の受け入れ先を確保するとともに、企業の相互支援、福祉施設から一般雇用への移行を促進するため、事業所や関係機関と連携してネットワークを構築するとともに、関係機関等の協力により、就労分野の拡大を図ります。
市の取り組み促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用率制度の厳格な運用に努めます。 ・障害のある職員にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、適切な雇用上の配慮ができるよう、研修の充実を図ります。
就労支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の円滑な就職や職場適応ができるよう、関係機関と連携しながら、職業訓練やジョブコーチ、短期間試行雇用であるトライアル雇用を周知し、活用を促し、就労支援に努めます。 ・「就労移行支援」「就労継続支援」「地域活動支援センター事業」といった就労や日中活動に関するサービスの充実を図り、就労機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上を図ります。 ・大阪府等と連携しながら、工賃水準の向上を図り、一般就労へと結びつけるなど、福祉的就労の充実を図ります。 ・官公需の発注を促進するとともに、地域住民や事業主と連携を強化し、自主製品の開発や販売促進、業務委託を推進します。

③ 情報提供・相談の充実

他機関との連携による相談体制の充実	・泉南市自立支援協議会を核として、関係機関の連携による障害のある人の就労支援体制を確立するとともに、就業・生活支援センター、泉佐野公共職業安定所との連携による相談体制を充実させ、継続的な就労支援・就労定着支援に努めます。
情報の収集・提供の充実	・泉佐野公共職業安定所等の関係機関や事業所、住民団体等と連携し、情報の収集・提供を図るとともに、障害の種類や程度等に配慮した職業指導や職業訓練などを促進するため、障害のある人に対する情報提供の充実を図ります。
助言・支援等相談の充実	・地域就労支援センターにおける就労支援コーディネーターにより、適切な対応を図ります。

④ 多様な就労の場の確保

多様な就労形態の創出	・障害福祉サービスとしての多様な福祉的就労の利用について、障害福祉サービス事業者、企業等との連携により、多様な就労形態の創出を検討します。
------------	---

(3) ともに参加できる学びやレクリエーション活動の充実

① 生涯学習・文化活動の推進

講座や講演会等機 会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人をはじめ誰もが講演会や美術展など優れた芸術や文化にふれる機会の充実に努めるとともに、会場のバリアフリー化や通訳者の派遣等、障害のある人が参加しやすい環境の整備に努めます。 ・ 生きがいや教養を身につけ社会参加を促進するため、公民館や集会所等、身近な地域における趣味の活動や生涯学習講座を実施することに加え、地域住民とともに創作・創造活動にかかわる学習機会の充実に努めます。
利用支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての人に図書館サービスを提供するため、郵送による貸し出しや移動図書館の推進及び広報に努めます。 ・ 市民ボランティア団体の協力のもと、大活字資料や点字資料・さわる絵本等の充実をはじめ、バリアフリー資料に関するイベント企画の開催等に努めます。 ・ 障害の種類や程度に配慮し、利用しやすい施設の整備や支援などを行い、鑑賞や参加しやすいよう工夫に努めます。
指導者の養成・ 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人の学習や文化活動を促進するため、指導者の養成・確保に努めます。

② スポーツ・レクリエーション活動の促進

機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人が地域住民とスポーツやレクリエーション活動を通じて交流できるよう、関係機関や団体と連携してイベントの開催に努めます。 ・ 障害のある人が運動競技を通じて体力の保持・増進及び現存機能の向上等を図れるように、スポーツ教室や大会の開催に努めます。 ・ 障害者施設等に対して関係機関・関係団体と連携してスポーツ教室等の開催を促進します。
参加の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報等を通じて大阪府障害者スポーツ大会への積極的な参加を呼びかけるとともに、当日の参加を支援します。 ・ スポーツやレクリエーション行事への参加を促進するため、移動支援など、利用者のニーズに応じてサービスを支給します。
指導者の養成・ 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育協会・スポーツ推進委員協議会の方がやりがいをもって幅広く活動できるように努めます。

(4) 協働・自立への社会参加の促進

① コミュニケーション支援の推進

<p>介助者等の養成・派遣</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害のある人の日常生活上のコミュニケーションを支援するため、手話・要約筆記活動を行う人材の養成を図るとともに、あらゆる場面でのコミュニケーションを援助するため、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣を支援します。 ・視覚障害のある人への情報提供を促進するため、点訳・朗読活動を行う人材の養成を図ります。 ・視覚・聴覚重複障害のある人の日常生活上のコミュニケーションを支援するため、通訳・介助者の養成講座への参加を促します。
<p>IT講習会等の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が、多様な情報にアクセスできるように、障害者対象のパソコン教室等を活用して障害のある人のIT習得を支援します。

② 移動・交通手段の確保

<p>安全で快適な移動の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の安全で快適な移動を支援するため、移動支援事業の利用を促進します。
<p>助成制度等の活用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害のある人の就労、通学、通院等を支援するため、自動車の改造費や自動車運転免許取得費用の助成などの制度の活用を促進します。 ・障害のある人の社会参加を支援するため、また、行動の広がりに対応し支援するため、運賃割引等の制度の周知徹底を図ります。
<p>税金の免除制度の周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人や生計を一にする人の経済的支援を図るため、自動車税、自動車取得税、軽自動車税の減免制度の周知に努めます。

基本目標3 身近な地域で暮らすための支援の充実

(1) 保健・医療・リハビリテーションの充実

① 障害の早期発見・早期対応の推進

母子保健事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳交付時、保健師が面談を行い、さまざまな問題を抱える妊産婦の支援を関係機関との連携により支援します。 ・妊産婦健康診査及び家庭訪問等を行い、育児不安の解消や育児に関する情報提供に努めます。 ・乳幼児健康診査等を実施し、障害の早期発見・早期対応に努めます。 ・経過観察等が必要な乳幼児に対しては、関係機関と連携し、必要な支援につなげます。
生活習慣病の予防対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・運動や栄養を中心にしたボランティアの養成を図ります。 ・認知症サポーター養成講座等の開催を通じ、認知症に関する正しい知識の普及を行い、認知症初期集中支援チームによる初期の支援を包括的・集中的に行い自立生活のサポートを行います。 ・ストレス等による精神疾患を防止するため、不安や悩みへの適切な対処法についての啓発活動や、地域においてストレスについての学習を促進するなど、こころの健康づくりを推進します。
健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診の受診率の向上に向けて、取り組みを継続的に推進します。 ・生活習慣病予防や疾病予防・重症化予防による医療費の適正化を進めるため、40～74歳の国民健康保険加入者に特定健康診査、特定保健指導を実施するとともに、未受診者への受診勧奨に努めます。 ・特定健康診査受診率向上のため、新規加入者や隔年受診者、若年者対策の充実と、特定保健指導利用率向上のための新型コロナ対策を考慮した新しい方法や選択肢の拡充を検討していきます。

② 医療サービスの充実

医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町や医療機関等との連携を強化し、保健・福祉を含めた包括的な地域医療体制、救急医療体制や周産期医療の充実に努めます。 ・医療の必要な重度障害の子どもに対し、必要な医療の提供ができるよう努めます。
医療の給付	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府身体障害者及び知的障害者医療費助成事業費補助金交付要綱に基づき、医療を必要とする障害のある人の健康管理や、患者及び家族の経済的負担を軽減するため、医療給付や費用の助成を行います。

③ 地域リハビリテーション体制の整備

機能訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の肢体不自由児・者の健康の増進を図るため、機能訓練を行うとともに、その保護者に対する指導を行います。また、保健所など関係機関と連携し、地域支援のネットワークを構築します。
身近な地域でのリハビリテーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズに応じて、自活訓練や余暇活動、社会参加へのきめ細かな支援を実施し、自立と社会参加を促進します。 ・保健所や地域活動支援センターと連携し、回復途上にある精神障害のある人が、働くことを通じて社会生活場面での経験を積み、社会的に自立できるように、精神障害のある人に理解のある協力事業所に委託して行う社会適応訓練を推進します。 ・地域で生活する精神障害のある人の自立と社会参加に向けて、集える場を提供し、仲間づくりや社会生活に必要な習慣・技術の回復などを行うグループワークを推進します。

④ 難病対策・精神保健福祉対策の推進

難病対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法の改正に伴い対象に含まれた難病患者について、個々の状態に応じた障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。 ・その他難病患者の生活の質の維持・向上を図るため、日常生活にかかわる相談や日常生活用具の給付等、介護サービスの充実に努めます。
精神保健福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉士の設置及び精神障害を主とした相談支援機関との連携により、相談支援体制を整備します。 ・自殺対策やうつ病、ひきこもりに対する精神保健福祉の課題に対応できるよう、泉南市自立支援協議会を核として関係機関や関係団体とのネットワークを構築し、メンタルヘルスケアの推進を図ります。 ・障害者就業・生活支援センターやハローワーク、地域障害者職業センター等、就労支援機関との連携により、うつ病等での休職者に対するリワーク（復職）の取り組み等に努めます。 ・こころの健康講座、精神保健福祉ボランティア養成講座等を通じて、精神障害についての理解を促進します。
精神障害のある人の退院促進と地域移行の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援において、退院可能な精神障害のある人の地域移行を促進するとともに、地域定着支援により、地域での生活を支援します。

(2) 相談支援・情報提供の充実

① 障害の早期発見・早期対応の推進

相談窓口の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・泉南市自立支援協議会の機能強化により、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等に関する相談支援体制の充実を図ります。 ・手話通訳指導員を設置し日々の窓口業務に対応するとともに、対象者に応じて適切な伝達手段を検討し対応するよう努めます。 ・自殺対策や心の健康づくりを推進するため、保健センターを中心に、関係各課や関係機関との連携による相談支援体制の充実を図ります。
身近な相談員の活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談員など、関係機関との連携を図りながら、相談支援を行います。 ・泉南市自立支援協議会において、各機関と連携し、相談支援を行うとともに、充実を図ります。
基幹相談支援センターの設置検討	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援の中核的な役割を担い、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業などを実施する基幹相談支援センターの設置を検討します。

② 権利擁護と差別解消の推進

意思決定支援をふまえた権利擁護施策の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害のある人や精神障害のある人等で、自己の判断のみでは意思決定に支障のある障害のある人の権利の擁護や福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理などを支援するため、社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の広報周知を進めます。 ・認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人等で、自己の判断のみでは意思決定に支障のある障害のある人の財産の保全や管理を支援するため、成年後見制度の広報周知を進め、本人の意思決定支援をふまえた成年後見制度の利用促進を図るとともに、市民後見人の養成に取り組みます。 ・障害のある人の権利擁護と権利侵害の防止・解決を推進するため、障害者相談員や関係機関、障害のある人等との連携を図り、必要なサービスへとつなげます。 ・虐待防止・成年後見制度の利用促進に向けて、権利擁護に関する研修を実施するなど、事業所や関係機関の職員への周知を図ります。
差別解消に関する相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人への差別解消のため、医療・福祉、教育、交通等、多様な分野の相談窓口を基本としながら、関係機関が連携を図り適切な支援を行うことができるよう、横断的な組織体制の整備に努め、差別解消支援機能を強化します。 ・庁内に障害者差別解消推進委員会を設置し、相談事例や差別解消に向けた取組の共有・分析、障害特性を理解するための研修・啓発を実施します。

<p>虐待防止に向けた取り組みの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「泉南市高齢者・障害者虐待防止ガイドライン（平成25年（2013年）4月策定）」に沿って、障害のある人への虐待に関する通報や相談などを行う窓口の周知や通報時の安全確認や事実確認と終結に至るまでの適切な対応を行うため、メール等での相談、閉庁時の対応など、泉南市障害者虐待防止センターの相談・通報体制の充実、機能強化を図ります。 ・障害のある人への虐待の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応、適切な支援を行うため、泉南市自立支援協議会を核として、地域における関係機関や相談支援専門員や事業所との協力体制や支援体制のネットワークづくりを進めます。 ・子どもを守る地域ネットワークの発達支援部会を核とした障害のある子どもの虐待防止に向けた取り組み等について、同ネットワークの運営調整事務局会議において、情報共有を図ります。 ・泉南市自立支援協議会において、虐待の増減・発生要因の分析等を通じて、虐待の特徴・傾向の把握を行い、虐待防止の体制・取組等の検証を進めます。特に、重篤事案においては通報の有無に限らず、発生要因の分析・事後検証を実施し、再発防止に向けて取組を進めます。
------------------------	---

③ 情報提供体制の充実

<p>情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が、市政に関する情報を得る機会を確保するため、「声の広報」を発行するとともに、SNS等の活用も進め、情報提供体制の充実を図ります。
<p>情報バリアフリーの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページにおいてユニバーサルデザイン対応ページを増やし、全ページへの対応をめざします。 ・市ホームページにおいてユニバーサルデザインへの対応が不十分なものについては、アクセシビリティチェック機能を活用し、情報のバリアフリー化推進に努めるよう呼びかけを継続していきます。

(3) 介助者への支援の充実

① 家族への支援の充実

<p>家族への相談支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家族等支援者の孤立化・孤独化防止や介護負担軽減に向けて、泉南市自立支援協議会を核として、サービス提供事業者や相談支援機関等との連携を強化し、個々の状態に応じた相談支援の充実を図ります。 ・障害のある子どもの成長過程において、親の障害受容をはじめ、子どもの各年代に応じて生じる親のさまざまな悩みの解消に向けて、親自身が内的な力を育てることができるよう、相談支援の充実を図ります。
<p>障害者関係団体や家族会の育成・支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人やその家族が悩みを相談したり、情報交換や交流を図れるように、障害者関係団体や家族会の活動を支援します。

② 障害福祉サービス等の利用促進

<p>サービス利用意識の啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人や家族が、障害福祉サービスや地域生活支援事業、介護保険サービス等について理解・認識を深められるように、普及啓発を図るとともに、サービス利用意識を高めます。
--------------------	--

(4) 地域生活支援の充実

① 福祉サービスの充実

障害福祉サービス及び地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人の居宅での生活を支える訪問系サービスや、障害のある人の日中においての自立した生活を支援する日中活動系サービス、生活の場となる居住系サービスや地域生活支援事業の充実を図るとともに、支給決定に基づき適切なサービス提供に努めます。
難病患者に対する地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病疾患の対象拡大に対応し、必要なサービスや提供体制等を検討します。
介護保険サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上で要介護認定を受けた方には、介護保険サービスの利用促進を図ります。 ・ 40～64歳の方で特定疾病による場合は、要介護認定を申請し介護保険サービスを利用できることについて啓発を図ります。 ・ 障害福祉サービスを利用している人の高齢化による介護保険サービスの利用については、障害のある人の状況等を総合的に判断し、介護支援専門員等、関係機関との連携により、必要な支援を検討します。 ・ 介護保険制度が円滑に運営されるように、サービスの充実、利用者本位の環境づくりに努めます。
高齢者支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスが一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けて、多職種参加による地域包括ケア会議の開催等により、関係機関の連携強化を図ります。
経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人または家族の経済的負担の軽減を図るため、今後も公共料金等の割引制度の周知に努めます。 ・ 障害のある人または家族の経済的負担の軽減を図るため、税金の控除制度について、広報やホームページなどを活用して周知に努めます。
生活の安定支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人の生活の向上と安定を図るため、手当や年金制度の活用を促進します。

② サービスの質の向上

サービス利用に関する苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供に関する苦情については、事業所が対応することを基本にしますが、当事者間で解決困難な事例等に対して、大阪府社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会につなげます。
事業所等サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの質の向上と利用者の選択に資するため、事業所に対する自己評価及びその公開の働きかけを行うとともに、福祉サービス第三者評価事業の活用を図ります。 ・ 人権や障害特性に配慮した対応ができるよう、大阪府と連携し、研修を進めます。また、事業所連絡会等において研修を実施します。 ・ 事業所等における利用者の安全確保に向けた取組として、災害時や感染症対策等、大阪府や関係機関との連携により、事業所に対しての意識啓発・情報提供に努めます。

③ 地域包括ケア体制の確立

<p>ケアマネジメントの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 泉南市自立支援協議会を活用し、市及び相談支援機関を中心に個別支援会議を実施し、障害のある人の地域生活を支えます。 ・ 障害のある人の多様なニーズに対応し、適切なサービスが提供できるよう、サービス提供事業者、地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター（CSW）、保健センター、社会福祉協議会などの多様な地域ケア機関との連携強化を図りながら、支援します。 ・ 今後も関係機関と連携を図りながら、福祉サービスの必要な人には、介護保険・障害福祉サービス、難病対策等、必要な福祉サービスにつなげます。
<p>人材の確保・養成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所等における研修の充実や職場環境の改善に向けて、大阪府等が実施する研修や講座等について、事業所等関係機関へ周知を図ります。
<p>地域共生社会の実現に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域共生社会の実現に向けて、令和2年（2020年）3月に策定した、「第3次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画【追加版】」を基本に、複合課題を有する世帯等に迅速かつ適切に対応するため、関係機関も含めた部局横断・全庁体制の「横串連携」の構築と多様な人々を包み込んでいく地域社会（社会的包摂）の構築をめざし、地域全体で支えあう体制づくり・地域包括ケアシステムの構築を図ります。

基本目標4 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

(1) 地域福祉活動の推進

① ボランティア・NPO活動の促進

ボランティア活動の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が誰でも、「いつでも、どこでも、気軽に、楽しく」さまざまなボランティア活動に参加できるように、広報・啓発活動を行うとともに、参加促進を図るため泉南市ボランティアセンターにおけるボランティア学習、交流、情報提供などの活動支援を図ります。 ・社会福祉協議会と連携し、ボランティア・コーディネーターによる相談や情報提供、登録・調整・紹介などの機能の向上を図ります。
NPO活動に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする人がそのニーズに対応したさまざまなサービスが受けられるように、また、その人のさまざまな活動への参加を支援できるように、NPO活動の普及を図るため、今後も広報活動などの支援に努めます。

② 小地域におけるコミュニティ活動の充実

地域の実情に合った活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員等の参加と協力による健康づくり、ミニデイ、子育て支援、安全な環境づくりなど、地域に合った自主的な地区福祉委員会の活動を促進します。
社会福祉協議会との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民がともに生きる、ふれあい、支え合いの地域づくりを推進するため、社会福祉協議会との連携を図り、地域での保健・福祉活動の計画的な取り組みを支援します。

(2) 防災・防犯対策及び交通安全対策の推進

① ボランティア・NPO活動の促進

防災意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの方が訓練に参加でき、かつ、多種多様な訓練内容を一度に体験できるよう地域間が連携し合同で行えるような環境の整備に努めます。 ・可能な限り新しい防災関連情報を活用した講座の実施や気象台等の専門機関による研修・講習等を活用し、地域の防災リーダーの育成に努めます。
避難行動要支援者対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者制度を地域へ浸透させていくため、より一層地域や行政内部での連携を図り、名簿の管理・運用について十分周知し、緊急時における安否確認や災害時の避難誘導支援体制の整備に努めます。 ・自主防災組織の新規結成を支援し、各組織の連携を図ることにより、避難しやすい体制づくりに努めます。 ・福祉施設等の協力のもと福祉避難所の追加指定及び必要となる物資・資器材の備蓄に努めます。
災害時の通報・情報提供システムの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に迅速かつ的確な情報提供を行うため、泉南市防災用広報システム、エリアメール・緊急速報メールの活用をはじめ、その他の効果的・効率的な伝達手段の検討・確保に努めます。
被災者の生活の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・重要物資等はもちろんのこと、新型コロナウイルスを意識した避難所における感染症対策に必要な物資も計画的に必要な数を定め備蓄し、被災者が良好な生活環境が保てるよう備蓄内容等の充実に努めます。 ・昨今の多発する災害対応を踏まえ、「命をつなぐ」以外にも、避難所生活のQOL向上や在宅避難者への対応の重要性が高まっており、重要II品目以外の物資も計画的に備蓄し、可能な限り良好な生活環境の確保に努めます。

② 防犯体制の整備

防犯意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人やその家族等が防犯についての意識を高めるとともに、防犯知識を身につけられるように、広報や地域での学習活動の中で普及を図ります。 ・悪質商法の被害にあわないための啓発パンフレットの作成、講座等、消費生活センターのさらなる活用を促します。
防犯ネットワークの確立	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員等の協力を得ながら、隣近所がお互いに声をかけ合うとともに、特にひとり暮らし等の障害のある人がいる世帯に対しては、地域での見守り体制の確立に努めます。

③ 交通安全対策の推進

安全運転の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携を図り、運転手に対して車いすの障害のある人等に対する配慮など、安全運転の啓発を進めます。
交通安全意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が交通事故にあわないように、また、交通事故を起こさないように、関係機関や団体等の連携のもとに、交通安全意識の周知・徹底を図ります。

(3) 多様な居住の場の確保

① 住まいの確保

グループホームの整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・国や府の実施する基盤整備事業等を事業者へ周知し、グループホームの整備を促進します。 ・移動支援等、福祉サービスの利用により、グループホーム利用者の多様な生活を支援します。 ・自立支援協議会において、検討の上、各障害種別にあったグループホームの整備を進めます。
公営住宅の整備・改修	<ul style="list-style-type: none"> ・建替え・改善事業等の実施により、バリアフリーに対応した住宅の供給に努めます。
円滑な入居に向けた支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人等が入居しやすいように、今後も円滑な入居に向け、既存制度を活用するとともに、制度の改善についても働きかけます。

② 暮らしやすい住宅づくりの促進

住宅改修の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の在宅での生活自立を支援し、居宅の中で行動しやすいよう、相談支援事業所や住宅改修の専門家など、関係機関と連携しながら、障害に配慮した住宅改修の相談を進めます。 ・障害福祉サービスや介護保険サービスである住宅改修費の支給について普及促進を図ります。
---------	---

(4) 生活環境の整備

① 道路・交通環境の整備

市民の協力による環境改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道への不法駐輪・駐車、商品のはみ出しなど、通行を妨げる行為を解消するため、市民に働きかけ、歩道等の通行を妨げる行為の解消を行います。
道路・交通環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・和泉砂川駅周辺整備事業のアクセス道路の整備を推進します。 ・バリアフリー化が未着手の岡田浦駅周辺地区のバリアフリー化について検討していきます。

② 公共・公益施設等のバリアフリー化の推進

建築物の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害のある人を含めたすべての人が円滑に利用できるようにするため、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例で定める基準（移動等円滑化基準）に適合した建築物の整備を指導します。 ・条例に定める特定施設以外の施設についても、障害福祉の視点から、申請者の負担にならない範囲で行政指導を行います。
公園の整備・改修	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も障害のある人をはじめ誰もが利用しやすい公園の整備・改善に努めます。

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え方

1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

(1) 基本理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない、一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
 - 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、多機関協働の中核的機能や継続的な支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
 - 相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援
 - 支えあう関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能や居場所の確保等の機能を備えた支援
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保
 - 障害のある人の重度化・高齢化が進む中においても障害福祉事業を実施していくための提供体制の確保とそれを担う人材の確保
 - 人材の確保に向けた、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場の魅力に関する積極的な周知・広報の実施
- 7 障害者の社会参加を支える取組
 - 障害のある人が文化芸術活動を通じて、その個性と能力の発揮及び社会参加を図ることや視覚障害のある人等の読書環境の計画的な整備

(2) 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 障害福祉サービスの提供体制

- 1 必要な訪問系サービスの保障
 - 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実
- 2 希望する障害のある人などへの日中活動系サービスの保障
 - 希望する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の充実
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
 - 地域における居住の場としてのグループホームの充実
 - 地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進による、施設入所・入院から地域生活への移行
 - 各関係機関の連携による地域生活支援機能を担う体制の整備

4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

- 就労移行支援事業等の推進による障害のある人の福祉施設から一般就労への移行
- 福祉施設における雇用の場の拡大

5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

- 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう人材育成等を通じた支援体制の整備

6 依存症対策の推進

- アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症に対する誤解及び偏見の解消
- 関係機関や医療機関と連携した啓発や相談等

② 相談支援の提供体制

1 相談支援体制の構築

- 障害特性に合わせた障害福祉サービスの提供体制の確保
- サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実

2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

- 計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保

3 発達障害児者等に対する支援

- 相談体制の充実、発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

4 協議会の設置等

- 自立支援協議会において、障害者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築や運営状況に対する評価、支援体制の改善を協議
- 発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援拠点、難病相談支援センター等の専門機関との連携体制の確保

③ 障害児支援の提供体制

1 地域支援体制の構築

- 障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて身近な場所で提供できる地域における支援体制の整備

2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- 子育て支援施策との緊密な連携

3 地域社会への参加・包容の推進

- 育ちの場での支援に協力できるような体制の構築
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

- 重症心身障害児、医療的ケア児、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児、及び虐待を受けた障害児等、特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

5 障害児相談支援の提供体制の確保

- 乳幼児期から学校卒業まで一貫して効果的な支援を身近な場所で提供できる相談支援の整備、質の確保・向上

2 障害福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度において福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練等を利用することで、共同生活援助（グループホーム）や一般住宅等に移行する人を見込み、その上で、令和5年度（2023年度）末における地域生活に移行する障害のある人の数値目標を設定することとされています。

【国が定める目標値】

- 地域生活への移行者数：令和元年度（2019年度）末入所者数の6%以上
- 施設入所者数：令和元年度（2019年度）末の1.6%以上削減

【大阪府の考え方】

●地域生活への移行者数

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度（2023年度）末までに令和元年度（2019年度）末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

●施設入所者の削減数

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度（2023年度）末までに令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。なお、新たに施設へ入所する者を見込むにあたっては、グループホーム等での対応が困難な者など真に施設入所支援が必要な場合を検討し、その検討結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。

【本市の考え方】

●地域生活への移行者数

国及び大阪府の方針に基づき、令和5年度（2023年度）末までに令和元年度末時点の施設入所者37人の6%以上である3人が地域生活へ移行することを目標として設定します。

●施設入所者の削減数

施設入所者数の削減に関しては、令和5年度（2023年度）末までに令和元年度時点の施設入所者の1.6%以上である2人を削減することを目標として設定します。

【本市の目標値】

項目	令和元年度
施設入所者数	37人

項目	令和5年度（目標値）
地域生活移行者数	3人
施設入所者数の削減人数	2人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【継続・追加】

【国が定める目標値】

- 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数：316日以上
- 精神病床における一年以上長期入院患者数
- 精神病床における早期退院率
入院後三か月時点：69%以上、入院後六か月時点：86%以上、入院後一年時点：92%以上

【大阪府の考え方】

- 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。
- 精神病床における一年以上長期入院患者数
大阪府の目標値の長期入院患者数 8,688 人に対し、市町村に按分した数値を下限として、目標値を設定されたい。なお、目標値の設定にあたっては、65 歳以上と 65 歳未満は区別しないこととする。
- 精神病床における早期退院率
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けて、自立支援協議会（当事者・保健・医療・福祉関係者による協議の場）において地域の現状及び課題を共有し、精神障害のある人の地域生活を支援することを目標とします。

【本市の目標値】

●精神病床における入院患者の地域移行

項目	令和元年度（実績値）	令和5年度（目標値）		
精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	—	316 日以上		
精神病床における一年以上の長期入院患者数	170 人	161 人		
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量（利用者数）	1 人	1 人	1 人	
項目	入院後三か月後	入院後六か月後	入院後一年後	
精神病床における早期退院率	69%以上	86%以上	92%以上	

【関連する活動指標】

●保健、医療・福祉関係者による協議の場

項目	令和5年度（目標値）
協議の場の設置	1 力所
開催回数	4 回
参加人数	32 人
目標設定及び評価の実施回数	1 回

●精神障害者のサービス利用者数

項目	令和5年度（目標値）
地域移行支援の利用者数	1人
地域定着支援の利用者数	1人
共同生活援助の利用者数	15人
自立生活援助の利用者数	2人

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実【継続・追加】

【国が定める目標値】

●各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

【大阪府の考え方】

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度（2023年度）末までに各市町村もしくは圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、協議会等を活用して年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づき、地域生活支援拠点等の面的な整備を行うことを目標とし、また、毎年1回以上、運用状況の検証・検討を行います。

【本市の目標値】

項目	令和5年度（目標値）
地域生活支援拠点等の整備	面的整備（1カ所）

【関連する活動指標】

項目	令和5年度（目標値）
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	1回/年

(4) 福祉施設から一般就労への移行等【継続・追加】

【国が定める目標値】

- 一般就労への移行者数：令和元年度（2019年度）の1.27倍
（うち移行支援事業：1.3倍 就労A型：1.26倍 就労B型：1.23倍）
- 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち7割以上の利用者
- 就労定着支援率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上

【大阪府の考え方】

- 一般就労への移行者数
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業利用者
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。
- 就労定着支援率8割以上の就労定着支援事業所
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。
- 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額
大阪府では、個々の就労継続支援B型事業所の工賃等を参考とし、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上委員会の意見を踏まえて、目標値を令和3年（2021年）2月に設定予定である。
市町村においては、就労継続支援B型事業所の位置付けを十分に踏まえつつ、大阪府が提供する市町村単位での令和5年度（2023年度）の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の見込みを参考とするとともに、令和元年度（2019年度）の工賃の平均額の実績よりも令和5年度（2023年度）の工賃の平均額が向上するよう目標値を設定されたい。

【本市の考え方】

- 一般就労への移行者数
一般就労の移行者数を令和元年度（2019年度）の1.27倍である11人を目標として設定し、その内訳として就労移行支援で6人、就労継続支援A型で2人、就労継続支援B型で3人を目標値として定めます。
- 就労定着支援事業利用者
令和5年度（2023年度）における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業の利用者であることを目標に定めます。
- 就労定着支援率8割以上の就労定着支援事業所
就労定着支援事業の就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標に定めます。
- 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額
本市の令和元年度（2019年度）の工賃の平均額の実績を上回る金額を目標に定めます。

【本市の目標値】

項目	令和5年度（目標値）
一般就労への移行者数	11人
就労移行支援事業	6人
就労継続支援A型	2人
就労継続支援B型	3人
一般就労移行者における就労定着支援利用者割合	7割以上
就労定着支援率8割以上の就労定着支援事業所	7割以上
就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	19,500円

(5) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

【国が定める目標値】

- 障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込み

【大阪府の考え方】

国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度（2023年度）までに市町村が基幹相談支援センターを設置することを基本とする。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言と相談支援事業者の人材育成の支援について、件数の見込量を算定する。地域の相談機関との連携強化の取組について、実施回数を見込みを活動指標として設定する。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づき、令和5年度（2023年度）までに基幹相談支援センターを設置することを目標とします。また、活動指標として、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言及び人材育成の支援と相談機関との連携強化の取組をそれぞれ年間6回実施することを定めます。

【本市の目標値】

項目	令和5年度（目標値）
基幹相談支援センターの設置	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	6件／年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件／年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回／年

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

【国が定める目標値】

- 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
 - ・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込み
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
 - ・事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み

【大阪府の考え方】

国の基本指針の趣旨を踏まえ、報酬請求にかかる過誤調整等の事務を削減し、利用者への直接支援等の充実と適切なサービス利用を図るとともに、指導監査の適正な実施などにより運営基準等を遵守させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、令和5年度（2023年度）末までに以下の事項を目標として設定することを基本とする。

- 大阪府と市町村は障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う
- 大阪府は不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する
- 大阪府や指定権限を有する市町村が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導について、大阪府が府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する場を設置する

市町村においては、報酬の審査体制の強化、指導権限を有する者との協力・連携や適正な指導監査等の実施等について目標を設定するとともに、研修の実施等により市町村職員の質の向上にも努められたい。

【本市の考え方】

国及び大阪府の方針に基づき、大阪府や事業所指定担当課との連携により、報酬の審査体制の強化や事業所等のサービスの質を向上させる体制を整備するため、大阪府が実施する研修への参加及び障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有を目標として定めます。

【本市の目標値】

項 目		令和5年度（目標値）
大阪府の実施する研修への市職員の参加人数		1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有
	年間実施回数	1回/年
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	有無	有
	回数	1回

(7) 発達障害者等に対する支援【新規（活動指標のみ）】

【国が定める目標値】

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

【大阪府の考え方】

市町村はペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポート活動への参加人数について、下記の通りそれぞれ年度ごとに見込量を算出する。

なお、ペアレントメンターについては、大阪府がペアレントメンターを養成し、市町村（指定都市を除く）が開催する講演会などにペアレントメンターを派遣してきたことを踏まえ、ペアレントメンターの人数の見込量を算出する。なお、市町村において、独自にペアレントメンターを養成することが必要と認める場合には、そのペアレントメンターの人数の見込量を算出する。

【本市の考え方】

支援プログラム等の受講者数については、国及び大阪府の方針に基づき、子ども総合支援センターにて実施している保護者対象の学習会等の参加者数を目標値として定めます。

ペアレントメンターに関しては、大阪府が主として取組を進めるため、本市においては、目標値は0とし、大阪府と連携し、協働して取り組みます。

ピアサポートの活動への参加人数については、子ども総合支援センターにて実施している保護者交流会等の参加人数を目標値として定めます。

【本市の目標値】

項目	令和5年度（目標値）
支援プログラム等の受講者数（実人数）	20人
ペアレントメンターの人数	0人
ピアサポートの活動への参加人数（実人数）	10人

3 障害児福祉計画における成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等【継続・新規】

【国が定める目標値】

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- 医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

【大阪府の考え方】

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の利用体制
国の基本指針に沿った目標設定とし、市町村（圏域でも可）が令和5年度（2023年度）末までに児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。また、令和5年度（2023年度）末までに、すべての市町村が保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするとともに、児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援の利用に向けた体制を構築する。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービス
国の基本指針に沿った目標設定とすることを基本とする。
- 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度（2023年度）末までに大阪府と市町村（圏域でも可）がそれぞれ医療・障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名を配置する。

【本市の考え方】

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の利用体制
本市においては、児童発達支援センターを設置済みであり、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築済みです。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービス
大阪府の目標設定において市町村ごとに按分された数値に基づき目標値を設定します。
- 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
本市においては、すでに協議の場を泉佐野保健所圏域において設置済みであり、医療的ケア児に対する総合的、包括的な支援のため、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、入院中から退院後の在宅生活を見据えた発達段階に応じた支援や多職種との協働により医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援、協議の場を活用した社会資源の開発・改善に努めます。

【本市の目標値】

項 目	令和5年度（目標値）
児童発達支援センターの設置	設置済み
保育所等訪問支援を利用できる体制	設置済み
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1カ所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス	1カ所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み

【関連する活動指標】

項 目	令和5年度（目標値）
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人

第6章 障害福祉サービス等の推進

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「指定障害福祉サービス（自立支援給付）」と「相談支援」及び「地域生活支援事業」に大別されます。

「地域生活支援事業」については、利用料を含む具体的な内容を市町村が主体となって地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、適切なサービスメニューを実施していきます。

障害児通所支援等については、改定された児童福祉法に基づき実施していきます。

1 障害福祉サービス

平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）における利用実績等（利用者数・利用時間）及び、障害ごとの障害者数の推移に基づき、利用者一人あたりの平均利用時間・日数を求め、サービス見込量を算出しています。

なお、令和2年度（2020年度）の見込値については、年度上半期の実績より年間値を推計していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用量にこれまでの傾向との違いがみられる場合があります。

(1) 訪問系サービス

事業概要とサービス利用見込み量

① 居宅介護

居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	49	46	42	43	43	43
	知的	63	66	65	69	73	77
	精神	57	59	64	65	66	67
	障害児	6	4	2	4	4	4
	合計	175	175	173	181	186	191
量の見込み [時間/月]	身体	1,394	1,277	1,139	1,163	1,163	1,163
	知的	586	590	623	625	662	702
	精神	762	727	813	824	834	845
	障害児	83	64	36	56	56	56
	合計	2,825	2,658	2,611	2,668	2,715	2,766

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由か重度の行動障害を有する人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	7	7	8	9	9	9
	知的	1	1	1	1	1	1
	精神	0	0	0	0	0	0
	障害児	0	0	0	0	0	0
	合計	8	8	9	10	10	10
量の見込み [時間/月]	身体	1,031	1,021	1,111	1,387	1,387	1,387
	知的	297	297	297	297	297	297
	精神	0	0	0	0	0	0
	障害児	0	0	0	0	0	0
	合計	1,328	1,318	1,408	1,684	1,684	1,684

③ 同行援護

移動には著しい困難がある視覚障害のある人に対して、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	22	21	17	22	22	22
	障害児	0	0	0	0	0	0
	合計	22	21	17	22	22	22
量の見込み [時間/月]	身体	555	563	437	555	555	555
	障害児	0	0	0	0	0	0
	合計	555	563	437	555	555	555

④ 行動援護

行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人が対象となります。行動するときには生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	知的	16	17	14	18	19	21
	精神	0	0	0	0	0	0
	障害児	2	3	2	3	3	3
	合計	18	20	16	21	22	24
量の見込み [時間/月]	知的	612	655	517	664	711	761
	精神	0	0	0	0	0	0
	障害児	29	56	48	59	62	65
	合計	641	711	565	723	773	826

⑤ 重度障害者包括支援

介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

見込み量確保のための方策

- 居宅介護を含む訪問系サービスについては、日常生活を営むのに支障がある障害のある人の居宅生活を支えるのに大変重要なサービスです。障害のある人の多様なニーズに対応するため、サービス提供基盤の確保に努めます。
- 特に、医療的ケアなどに対応できる事業者の参入について積極的に取り組む必要があることから、大阪府や近隣自治体と連携し、専門的な人材の養成・確保に努めます。
- 重度障害者等包括支援といった利用のみられないサービスについては、泉南市自立支援協議会で個別事例を検討しながら、必要な場合にはサービス実施を検討していきます。
- 身近な地域で事業展開している市民や障害者団体によるサービス提供の実情や、これらの主体が必要とするニーズを的確に把握するとともに、障害福祉サービス事業所の確保に努めます。

(2) 短期入所サービス（ショートステイ）

事業概要とサービス利用見込み量

介護者が病気の場合等の理由により、介護できない場合など夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	7	6	3	6	6	6
	知的	11	9	5	8	8	8
	精神	1	1	0	1	1	1
	障害児	4	3	4	3	3	3
	合計	23	19	12	18	18	18
延べ 利用日数 [人日分/月]	身体	57	41	31	45	50	56
	知的	136	96	44	97	97	97
	精神	1	1	0	1	1	1
	障害児	11	10	18	16	16	16
	合計	205	148	93	159	164	170

見込み量確保のための方策

- 短期入所については、障害のある人（児童）や家族等の介護者が安心して暮らしていくために必要なサービスです。
- 特に、医療的ケアの必要な利用者への対応が喫緊の課題となっていることから、大阪府や近隣自治体と連携し、医療型障害児入所施設や障害者支援施設のほか、公立病院等医療機関における短期入所事業の実施を働きかけるなど、事業所の確保に取り組みます。

(3) 日中活動系サービス

事業概要とサービス利用見込み量

① 生活介護

常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	34	36	37	38	40	43
	知的	120	121	120	122	123	124
	精神	9	9	10	11	12	14
	合計	163	166	167	171	175	181
延べ 利用日数 [人日分/月]	身体	583	603	614	648	696	748
	知的	2,268	2,322	2,316	2,389	2,458	2,528
	精神	15	135	160	190	225	266
	合計	2,866	3,060	3,090	3,227	3,379	3,542

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	1	1	1	1	1	1
	知的	4	8	11	13	16	19
	精神	2	2	2	2	3	4
	合計	7	11	14	16	20	24
延べ 利用日数 [人日分/月]	身体	17	5	20	18	18	18
	知的	56	110	183	220	264	316
	精神	22	25	34	41	49	59
	合計	95	140	237	279	331	393

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	4	3	2	3	4	4
	知的	13	11	7	11	12	13
	精神	6	4	3	3	4	4
	合計	23	18	12	17	20	21
延べ 利用日数 [人日分/月]	身体	67	50	30	54	59	64
	知的	234	213	132	232	254	277
	精神	87	83	53	67	79	79
	合計	388	346	215	353	392	420

④ 就労継続支援（A型）

一般企業等への就労が困難な人を対象として、利用者が就労支援事業所と雇用契約を結び、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	5	5	9	10	11	12
	知的	16	11	12	13	15	16
	精神	11	8	9	10	11	12
	合計	32	24	30	33	37	40
延べ 利用日数 [人日分/月]	身体	102	104	171	188	207	228
	知的	321	224	248	273	300	330
	精神	198	146	176	194	213	234
	合計	621	474	595	655	720	792

⑤ 就労継続支援（B型）

一般企業等への就労が困難な人を対象として、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	16	19	21	23	24	25
	知的	97	115	119	123	127	132
	精神	36	49	54	60	66	72
	合計	149	183	194	206	217	229
延べ 利用日数 [人日分/月]	身体	233	316	367	396	426	460
	知的	1,889	2,234	2,301	2,370	2,441	2,514
	精神	543	723	818	925	1,047	1,185
	合計	2,665	3,273	3,486	3,691	3,914	4,159

⑥ 療養介護

医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	合計	4	4	4	4	4	4

⑦ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	0	1	1	1	1	1
	知的	0	1	1	2	3	3
	精神	1	1	1	1	1	2
	合計	1	3	3	4	5	6

見込み量確保のための方策

- 各日中活動系サービスにおいては、泉南市自立支援協議会を通じてニーズの掘り起こしに努めるとともに、そのニーズに対応できるよう、サービス提供事業所の確保や施策の検討を行います。
- 日中活動の場の確保においては、障害種別により必要なサービスや利用日数などが異なるため、個別の事案についてのニーズを把握し、サービス提供に努めます。
- 福祉施設から一般就労への移行などの成果目標を達成するためには、就労移行支援事業所等の拡充や就労支援策の充実を図っていく必要があることから、泉南市自立支援協議会において地域課題を検討しつつ、就労支援機関や企業等との連携、庁内連携体制の確立など、就労支援策の強化に向けて取り組みます。
- 就労支援に必要なこととして、企業等への理解や職場の上司や同僚への理解が求められており、企業等への働きかけや職場への啓発活動を促進するため、事業所等と連携を図ります。
- 発達障害や高次脳機能障害、難病等、従来の支援策に加えて、障害種別、障害特性等に対応できる事業者の充実に向けて、大阪府や近隣自治体と連携を図ります。

(4) 居住系サービス

事業概要とサービス利用見込み量

① 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助や介護を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	6	7	7	7	7	7
	知的	85	94	97	100	103	107
	精神	12	14	12	14	15	15
	合計	103	115	116	121	125	129

② 施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	9	8	8	7	7	7
	知的	25	27	27	27	27	27
	精神	1	1	0	1	1	1
	合計	35	36	35	35	35	35

③ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で、ひとり暮らしを希望する人などが対象となります。一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うなど適切な支援を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	0	0	0	0	0	0
	知的	0	0	0	0	0	0
	精神	1	1	2	2	2	2
	合計	1	1	2	2	2	2

見込み量確保のための方策

- 居住系サービスについては、障害のある人が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として、グループホームの整備の必要性が高いため、地域住民の理解促進を図るとともに、サービス提供事業所との連携や情報提供などを通じて参入促進に努めます。
- 重度障害者の生活の場として、重度対応型グループホームの整備を促進するため、府や関係機関と連携しながら、運営法人などへの指導や支援を行うことに努めます。
- 施設入所支援については、提供基盤及び利用者の確保に努めるとともに、障害支援区分に基づき必要な人が利用できるように努めます。

(5) 相談支援

事業概要とサービス利用見込み量

① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する障害のある人に対し、サービス等利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	11	12	13	16	21	29
	知的	47	50	53	54	57	62
	精神	19	21	23	24	28	32
	障害児	0	0	0	0	0	0
	合計	77	83	89	94	106	123

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院等に入院している精神障害のある人に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他適切な支援を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	0	0	0	0	0	0
	知的	0	0	0	0	0	0
	精神	2	0	0	1	1	1
	合計	2	0	0	1	1	1

③ 地域定着支援

居宅において単身で生活する障害のある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性によって生じた緊急の事態等に応じるための相談その他必要な支援を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	0	0	0	0	0	0
	知的	0	0	0	0	0	0
	精神	0	0	0	1	1	1
	合計	0	0	0	1	1	1

見込み量確保のための方策

- 精神科病院等から地域生活に移行する際の住居確保や手続の同行など「地域移行支援」と、地域生活移行後の相談体制の確保や緊急時の連絡などの「地域定着支援」を活用できるよう、支援策の検討を進めるとともに、広報・周知に努めます。
- 福祉サービスの利用について、どの事業所が良いのかわからない人やどんなサービスがあるのか知らない人が多くなっており、特定・障害児相談支援事業所の確保や相談支援専門員の質の確保に加え、相談機関同士の連携促進、相談支援事業利用促進を図ります。
- 相談支援専門員の確保とともに、相談支援専門員間の情報共有及び研修の場を設けることで質の確保・向上に努めます。

2 障害児支援

平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）の利用実績に基づき、基本的には利用が今後も増加することを見込みます。

事業概要とサービス利用見込み量

(1) 障害児通所支援

① 放課後等デイサービス

就学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練など必要な支援を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	195	211	220	229	239	249
延べ利用日数 [人日分/月]	2,601	2,799	3,022	3,151	3,285	3,425

② 保育所等訪問支援

保育所や幼稚園、認定こども園、学校等に通う障害のある児童に対して、その施設を訪問し、障害のない児童との集団生活に適應するための専門的な支援などを行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	8	13	16	20	24	30
利用回数 [回/月]	12	18	25	31	38	47

③ 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	64	66	69	72	75	79
延べ利用日数 [人日分/月]	663	715	763	798	834	872

④ 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能に障害のある児童を対象に児童発達支援及び治療を行います。本市においては、利用実績がないため、今後はニーズに応じて対応を検討します。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害があり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障害のある児童を対象に、児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

本市においては、利用実績がないため、今後はニーズに応じて対応を検討します。

(2) 障害児相談支援

障害児福祉サービスを利用する障害のある児童に対し、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	72	53	63	69	77	85

見込み量確保のための方策

- 障害のある子どものライフステージに応じて一貫した効果的な支援を身近な地域で提供するため、母子保健事業等を含めた障害の早期発見体制を強化するとともに、児童発達支援センターを拠点として事業者等と緊密な連携を図り、重層的な障害児支援体制の整備に努めます。
- 保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の障害のある子どもに関係する人や機関が協議できる場や機会を提供し、連携の強化を図ります。
- 障害児支援体制の整備にあたっては、子ども・子育て支援事業計画との整合性を図る必要があるため、障害福祉課、健康子ども部（保育子ども課、家庭支援課、保健推進課）、教育委員会等、庁内連携の強化を図ります。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が療育機関としての機能を十分に発揮し、ライフステージに応じた対応力を培っていくことができるよう、事業所の機能強化やサービスの質の向上を図ります。
- 難聴児等、障害特性に応じた円滑かつ適切な支援の実施につなげるよう大阪府や専門機関と連携を図ります。

3 地域生活支援事業

これまでの利用実績等や国・大阪府の基本的な考え方のもとにサービス見込量を算出します。

(1) 必須事業

事業概要とサービス利用見込み量

① 相談支援事業

障害のある人や家族の相談等に応じて、必要な情報提供、権利擁護のための援助を行います。基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化等に努めるとともに、自立支援協議会を充実・強化すること等により関係機関との連携強化を図り、困難事例や権利擁護、地域移行への対応等、総合的な相談に努めます。

《障害者相談支援事業》

障害のある人や家族等を対象とする相談事業を実施し、障害のある人の地域における生活を総合的に支援します。

《基幹相談支援センター、基幹相談支援センター等機能強化事業》

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置されたものであり、専門的職員の配置や、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、関係機関との連携強化、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行・地域定着に向けた取組の実施など、相談支援機能の強化を図ります。

《住宅入居等支援事業（居住サポート事業）》

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等支援を行います。また、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

【年間の事業見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害者相談支援事業	カ所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

② 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障害や、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

【年間の事業見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

③ 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動など、自発的に行われる活動を支援するものです。

【年間の事業見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な状態にある人の財産管理や契約行為などを本人に代わって後見人等が行うもので、親族がいない場合などは、市長が申立者となり後見等開始の審判の申し立てを行う制度です。

【年間の事業見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度 利用支援事業	人	0	0	1	1	1	1
	実施の有無	有	有	有	有	有	有

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を準備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図るものです。

【年間の事業見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

⑥ 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

聴覚、音声・言語機能等、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象として、手話通訳者や要約筆記者等の派遣、手話通訳指導員の配置と生活相談事業の実施、点訳・音訳による支援などの事業を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。

【年間の事業見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話通訳者派遣事業	実利用件数 [件/年]	258	208	198	233	233	233
	実利用時間 [時間/年]	683	462	334	573	573	573
要約筆記者派遣事業	実利用件数 [件/年]	6	1	0	4	4	4
	実利用時間 [時間/年]	31	5	0	18	18	18
手話通訳者設置事業	実設置数 [力所]	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了者数 [人/年]	6	7	0	7	7	7

⑦ 日常生活用具給付事業

障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具）を給付します。

【年間の事業見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護・訓練支援用具	件/年	8	2	10	8	8	8
自立生活支援用具	件/年	23	12	32	20	20	20
在宅療養等支援用具	件/年	3	13	8	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件/年	12	12	8	8	8	8
排せつ管理支援用具	件/年	1,516	1,548	1,645	1,645	1,669	1,693
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	2	0	2	2	2	2

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。

【1か月あたりの利用者数及び量の見込み】

単位	対象	実績（令和2年度は見込）			見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 [人/月]	身体	39	39	30	39	39	39
	知的	116	113	100	117	121	125
	精神	38	39	33	41	42	44
	障害児	26	23	24	24	25	26
	合計	219	214	187	221	227	234
量の見込み [時間/月]	身体	2,964	2,423	1,500	2,263	2,263	2,263
	知的	15,530	14,321	9,770	14,811	15,318	15,843
	精神	2,652	2,742	2,340	2,862	2,987	3,118
	障害児	2,350	1,481	1,210	1,545	1,613	1,683
	合計	23,496	20,967	14,820	21,481	22,181	22,907

⑨ 地域活動支援センター

地域で生活する精神障害のある人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援やさまざまな相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開しています。

【年間の事業見込み】

単位	実績（令和2年度は見込）			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
設置箇所数[カ所]	2	1	1	1	1	1
実利用者数[人/年]	72	47	47	50	50	50

見込み量確保のための方策

- 地域生活支援事業については、泉南市自立支援協議会との連携を強化し、事例研究及びサービス提供事業所、関係機関との連携体制づくりを進めるとともに、必要な人が必要な事業を利用できるよう、事業内容の周知を図ります。
- 理解促進研修・啓発事業では、障害のある人への理解を深め、障害のある人の自立や社会参加を妨げている社会的障壁の除去及び共生社会の実現のため、関係機関と協力し事業を実施します。
- 自発的活動支援事業では、障害のある人の自立や社会参加を促進するための活動を積極的に実施します。
- 障害者相談支援事業では、多様なニーズに対応するため、相談員の資質の向上に努めるとともに、障害特性に応じた相談支援や訪問相談、ピアカウンセリング等、重層的な支援体制の整備を図ります。
- 基幹相談支援センターの設置については、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、主任相談支援専門員等の専門的職員の配置による地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、利用者や障害福祉サービス等の社会的基盤の整備の実情の把握等、相談支援機能の充実を図るため、早期に設置できるよう協議を行います。
- 住宅入居等支援事業については、自立支援協議会において協議し、大阪府の居住支援協議会との連携により、必要な支援が実施できるよう努めます。
- 手話奉仕員養成研修事業では、障害のある人の社会参加が促進されるよう、手話通訳者の養成・確保に努め、サービスの充実を図ります。
- 移動支援事業では、障害のある人について、地域の理解を促進する観点から障害のある人の外出を支援する移動支援事業の充実を図るため、大阪府や近隣市町と連携し、利用者への移動支援事業に関する情報提供をより一層進めるとともに、サービス提供事業所の質の向上を図ります。
- 地域活動支援センター事業では、精神障害のある人の地域における交流の場、憩いの場として、より一層充実するよう、体制強化に努めます。

(2) 任意事業

事業概要

① 日中一時支援事業

障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の負担を軽減するため、日中において一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人に対し、日中における活動の場の提供を行います。

② 社会参加支援事業

《生活訓練事業》

障害のある人の生活の質的向上を図るため、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

○自立生活支援事業では、知的障害のある人の調理実習、外出・宿泊訓練等、将来の自立に向けた訓練を行います。

○肢体不自由児者訓練事業では、訓練の必要な肢体不自由児者に対して、機能維持・回復のための機能訓練を行います。

○精神障害者生活訓練事業では、精神障害のある人の集団活動を行い、積極的に生きていく力を高める訓練を行います。

○パソコン教室では、障害のある人の情報通信技術の利用機会を増やすため、基本的なパソコン操作方法の習得をめざします。

《スポーツ・レクリエーション教室開催等事業》

障害者スポーツの普及、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、社会参加の促進を図ります。

《声の広報等発行事業》

文字による情報入手が困難な障害のある人のために、音訳など、障害のある人にわかりやすい方法により、市広報などを定期的に提供します。

《自動車免許取得・改造助成事業》

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

《奉仕員養成研修》

点訳または音訳に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修を開催します。

《訪問入浴サービス事業》

自宅や通所による入浴が困難な常時寝たきり等の状態にある重度の身体障害のある人の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、移動入浴車の訪問により入浴の機会を提供します。

見込み量確保のための方策

- 地域生活支援事業のその他の支援事業については、地域のニーズに合わせて、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な事業の実施を図ります。
- 各事業の支給決定量とサービス利用量の状況を把握し、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、事業の周知を図ります。また、泉南市自立支援協議会などを活用するとともに、日常的にサービス提供事業所や関係機関と連携を図りながら事業を実施します。

4 子ども・子育て支援等

(1) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害のある子どもへの支援は、国の基本指針にあるように、子ども・子育て支援事業計画と調和を保ち、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。障害の有無に関わらず、ともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障害のある子どもの子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備においては、子育て支援施策と緊密な連携を図りながら、子ども・子育て支援事業の利用量の見込みとその提供体制を整備していきます。

【量の見込みと提供体制】

※「第2期泉南市子ども・子育て支援事業計画」における提供量

	単位	見込量		
		令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)
障害のある子ども数 (障害者手帳所持者及び障害児通所支援事業支給決定者数を勘案し算出)	人	334	350	368
教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園) 地域型保育事業(小規模保育事業) 認可外保育施設	必要利用定員 総数	1,603	1,501	1,454
	確保数	1,681	1,681	1,681
地域子育て支援拠点事業 中学校区ごとに1施設(4カ所)	人回	20,157	19,658	19,058
養育支援訪問事業	人	934	885	858
幼稚園での一時預かり事業	人日 (9カ所)	11,893	10,974	10,624
幼稚園以外での一時預かり事業	人日 (3カ所)	703	666	646
放課後健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人	420	414	396
	確保数 (10カ所)	425	425	425

第7章 計画の推進に向けて

1 関係各課・関係機関・関係団体との連携

本計画は、保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境などのさまざまな関連分野を横断しており、連携・協力を図りながら進めていくことが重要です。障害のある人の地域での自立した生活を確保できるよう、また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、医療機関、保健福祉機関、教育機関・雇用・就労機関等の相互協力のもと、推進します。

また、障害のある人についての理解啓発や地域での見守り、交流等を進めるため、当事者団体をはじめ、地域団体やボランティア・NPO等関係団体などとの一層の連携強化を図ります。

2 国・大阪府及び周辺自治体との連携

本計画の推進にあたっては、今後予定されている制度改正に的確に対応していくことも重要となることから、国や大阪府と連携しながら施策を展開します。

また、障害福祉サービスの提供や就労支援などは、本市だけでなく、周辺市町を含めた広域的な調整とネットワーク化が必要であるため、今後も近隣市町との連携を強化し、計画を推進します。

3 泉南市自立支援協議会との連携

障害福祉サービスの充実にあたっては、サービス提供事業所をはじめ、多様な関係機関との連携が不可欠となります。泉南市自立支援協議会との連携を強化し、計画を推進します。

また、障害のある人の地域生活での支援をより一層充実させるために、泉南市自立支援協議会の機能強化に努めます。

4 関係団体・市民との連携

障害のある人の地域生活を支えるためには、行政だけでなく、社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員、地区福祉委員、ボランティアなどによる支援や協力が必要となっています。

そのため、これら団体による地域福祉活動の促進に努めるとともに、障害者団体と行政との連携を強化し、市民と行政の協力体制を構築します。

5 計画の点検・評価体制

本計画の着実かつ効果的な推進を図るためには、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その推進状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取り組みを改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

また、計画の進捗管理や点検・評価（成果目標は年1回、活動指標は半期に1回）においては、市民や関係団体、関係機関やサービス提供事業者等を構成員とする「泉南市自立支援協議会」を通じて実施し、必要に応じて事業の見直し等を検討し、特に新型コロナウイルス感染症等の影響により連携が難しい状況においても、新たなさまざまな手段を検討した上で、連携強化を図り、本計画を推進します。

Ⅰ 計画の策定経過

日 時	項 目	内 容
令和2年(2020年) 7月21日～ 8月7日	アンケート調査の実施	障害のある人の生活や福祉サービスの利用状況に関する現状や意見を把握し、計画策定及び障害者福祉施策を進める際の参考とするために実施 (調査の実施・結果概要については、第2章「3 アンケート調査からみる障害のある人の状況」を参照)
10月27日	第1回 泉南市障害福祉計画等 策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定について ・会長選出について ・アンケート調査の結果について ・計画骨子案について
12月9日	第2回 泉南市障害福祉計画等 策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
令和3年(2021年) 1月5日～ 2月5日	パブリックコメントの 募集	市ウェブサイト、情報公開コーナー、障害福祉課窓口、泉南市総合福祉センター、公民館での閲覧によりパブリックコメントの募集を実施
2月22日	第3回 泉南市障害福祉計画等 策定検討委員会 ※書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・計画最終案について

2 泉南市障害福祉計画等策定検討委員会規則

平成25年3月29日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、泉南市附属機関に関する条例(昭和46年泉南市条例第11号)第3条の規定に基づき、泉南市障害福祉計画等策定検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる関係機関等の代表者の中から市長が任命する。

- (1) 障害当事者団体
- (2) 相談支援機関
- (3) 地域福祉関係団体
- (4) 障害児教育関係機関
- (5) 保健・医療関係機関
- (6) 権利擁護関係機関
- (7) 障害福祉サービス事業者
- (8) 就労支援関係機関
- (9) 学識経験を有する者
- (10) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長)

第3条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、委員のうち会長があらかじめ指定した者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の意見)

第5条 会長は、必要あると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 泉南市障害福祉計画等策定検討委員会委員名簿

(順不同 敬称略)

氏名	所属等	機関区分
中尾 進	泉南市身体障害者福祉会 代表	障害当事者団体
西野 敦子	泉南市障害者(児)親の会 会長	障害当事者団体
薄波 美智代	泉南おもちゃライブラリー 会長	障害当事者団体
山崎 順子	泉南のぞみ会 代表	障害当事者団体
松野 博	泉南市社会福祉協議会 会長	地域福祉関係団体
上山 忠	泉南市民生児童委員協議会 会長	地域福祉関係団体
西森 義高	泉佐野泉南医師会 代表	保健・医療関係機関
谷川 千尋	せんなんピアセンター 代表	相談支援機関(身体)
嵯峨山 徹子	せんなん生活支援相談室 代表	相談支援機関(知的)
厨子 美津子	地域活動支援センター 泉南フレンド 施設長	相談支援機関(精神)
田井 宏之	泉州南障がい者就業・生活支援センター NPO 法人障がい者自立支援センターほっぷ 代表	就労支援関係機関
田中 千賀子	泉南市人権協会 代表理事	権利擁護関係機関
松浪 啓介	大阪府立泉南支援学校 代表	障害児教育関係機関
北野 誠一	西宮市社会福祉協議会 共生のまちづくり研究・研修所 所長	学識経験者
松本 啓子	障害福祉サービス事業者連絡会 会長	障害福祉サービス事業者
野澤 幸徳	泉南市福祉保険部 部長	行政機関

4 用語解説

あ 行

医療的ケア

家族や看護師等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。

NPO（NPO=Non Profit Organization）

民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。

か 行

基幹相談支援センター

地域における障害者相談支援施設や団体の中核的な役割を担う機関で、障害を持った方、またその家族のための総合相談窓口として、自立した生活を送れるように必要な援助や情報提供を行う。

共生社会

障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って、ともに社会の一員として、身近な地域で生活を送ることができる社会。

権利擁護

地域で安心して生活できるよう、不当な差別、虐待等から障害のある人個人の権利を守り、権利行使等に関する相談・援助を行うこと。

高次脳機能障害

高次脳機能（認知）とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情（情動）を含めた精神（心理）機能を総称する。病気（脳血管障害、脳症、脳炎など）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、認知機能に障害が起きた状態を、高次脳機能障害という。この障害は日常生活や社会生活の場で色々な困難を引き起こしたり、外見上わかりにくいという特性から、周囲に理解されにくいということがある。

合理的配慮

障害のある人の人権が、障害のない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他の社会生活に平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。平成 28 年（2016 年）4 月の「障害者差別解消法」の施行により、地方公共団体等の行政機関においては義務化され、企業などの事業者には可能な限り合理的配慮を提供することが求められるようになった。

さ 行

児童発達支援センター

地域の障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら、ともに考え、実行していく民間の社会福祉団体。

重症心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態。

就労支援コーディネーター

就労意欲がありながら就職が困難な人に対して、個別対応等により、雇用・就労への実現に向けて誘導していく人のこと。

手話通訳者・手話奉仕員

聴覚障害のある人と聴覚障害のない人の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介すること。また、それを行う人。「手話通訳者」は大阪府が実施する手話通訳者養成研修を修了し、全国統一試験に合格した者、「手話奉仕員」は市が実施する手話奉仕員養成研修を修了し、市が定める要件・方法により登録した者をいう。

障害者基本法

障害のある人のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障害のある人のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成5年（1993年）施行。平成23年（2011年）7月に改正された。

障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障害のある人への虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律。国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者などによる障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した者に対する通報義務を課している。平成24年（2012年）10月1日に施行。

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、平成28年（2016年）4月1日に施行。

障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害のある人の日常生活及び社会生活に対して総合的な支援を行う法律で、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日に施行。

障害者相談員（ピアカウンセラー）

障害のある人、またはその保護者の相談に応じ、指導、助言、及びその人の更生のための必要な援助を行う民間の協力者。「ピアカウンセラー」は、障害を持つ当事者自身またはその家族、という立場で、同じような障害を持つ方や家族からの相談に応じたり寄り添ったりする人のこと。

ジョブコーチ

障害のある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法などを助言するとともに、通勤時、就労時などのサポートをする。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障害は、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能・言語機能または咀嚼機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸、免疫の機能障害）で、障害の程度により 1 級から 6 級の等級が記載される。

生活習慣病

がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、糖尿病等、食習慣、運動習慣、休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群。

精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、一定の精神障害の状態にあることを証する。精神障害のある人の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など）の財産管理や身上監護を支援し権利を保護するための制度。成年後見は、後見・保佐・補助の 3 つの類型に分かれる。また任意後見は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ後見人を決めておくこと。

早期療育

「療育」とは、障害のある子どもの発達を促し、自立して生活できるように援助すること。早い段階からきちんとした治療と教育を行えば、適応障害のない状態で成長することが可能であるとされており、早期療育が効果的であると言われている。

相談支援事業所

日常生活上の支援を必要とする障害のある人やその家族等に対し、窓口による相談や家庭訪問による相談等を行う事業所。

相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う人。

た 行

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域生活支援拠点

障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害のある人の地域生活支援をさらに推進する点から、障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな支援を切れ目なく提供する仕組み。

地域包括ケアシステム

医療、介護を必要とする高齢者の地域生活を支援するための体制として始まったものであり、現在では高齢者や障害のある人、子育て家庭など、支援を必要とする人が身近な地域で相談することができ、ニーズに対応した保健・医療・福祉などのサービスが総合的に提供される包括的な支援体制のこと。

特に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。このしくみが、「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を支えるものになり、また、多様な精神疾患等に対応するための土台づくりとしての基盤整備にもつながることが期待される。

特別支援学校

平成19年（2007年）4月より、盲学校、聾学校、養護学校はすべて、障害の種類を越えて、特別支援学校という呼称に統一された。地域の小・中学校等の相談、支援等、地域の特別支援教育の中心的な役割を果たす。

特別支援教育

学習障害（LD）、注意欠如・多動症（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

な 行

難病

原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、令和2年（2020年）4月1日の時点で、指定難病として「333疾患」が指定されている。

日常生活自立支援事業

知的障害や精神障害のある人、認知症の高齢者など、判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

日常生活用具

重度の障害のある人や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障害のある人用のタイプライター・電磁調理器・点字図書、聴覚障害のある人用のファックス・文字放送デコーダー、肢体不自由者及び難病患者用のベッド・入浴補助用具・スロープなどがある。

ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会とする考え方。

は 行

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠如・多動症（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして、平成22年（2010年）の障害者自立支援法の改正により、精神障害者の中に発達障害者が含まれると明記された。

バリアフリー

「障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリー-Free）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

避難行動要支援者

平成25年（2013年）6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定された。また、この改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年（2013年）8月）が策定・公表された。

ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をめざす家族支援のアプローチの一つ。

ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。「行動で考える」、「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」、「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む。

ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブックを作り、情報提供等を行う。

ボランティア

社会福祉において、個人の意思により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。ただし、有償の場合もある。

ま 行

民生委員児童委員

民生委員法（民生委員）、児童福祉法（児童委員）に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障害のある人、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。

や 行

要約筆記

手話を使わない聴覚障害のある人（多くは中途失聴・難聴者）に対して、講演会や集会等で、発言者の言葉を即時に同じ意味合いで要約して記述し、ノートやオーバーヘッドプロジェクター（OHP）等で伝える方法。

ら 行

ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期など、人生のさまざまな過程における生活史上の各段階のこと。

リハビリテーション

障害のある人等に対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、ライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障害のある人の自立と社会参加をめざすものとして、障害者福祉の基本的理念となっている。

療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障害」と判定された人に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。大阪府では重度、中度、軽度に区分しており、それぞれ「A」（重度）、「B1」（中度）、「B2」（軽度）と表記している。療育手帳制度は、都道府県ごとに、判定基準等の運用方法を定めて実施されている。

第5次泉南市障害者計画・第6期泉南市障害福祉計画・第2期泉南市障害児福祉計画

発行：令和3（2021）年3月

編集：泉南市 福祉保険部 障害福祉課

〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号

TEL：072-483-8252

FAX：072-480-2134

